

盛土規制法に係る
許可申請等の手引

令和 7 年 4 月

都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 盛土対策室



目 次

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法のあらまし	- 1 -
1.1. 目的	- 1 -
1.2. 用語の定義	- 1 -
1.3. 規制区域	- 4 -
1.3.1. 宅地造成等工事規制区域	- 4 -
1.3.2. 特定盛土等規制区域	- 4 -
1.3.3. 造成宅地防災区域	- 4 -
1.3.4. 本県における規制区域	- 5 -
1.4. 規制対象行為等	- 6 -
1.4.1. 規制対象となる行為と必要な手続	- 6 -
1.4.2. 許可を要する工事	- 9 -
1.4.3. 許可を要しない工事	- 12 -
1.4.4. 経過措置	- 17 -
1.5. 技術的基準	- 18 -
1.6. 設計者の資格	- 18 -
1.7. 検査及び定期報告	- 19 -
1.7.1. 中間検査	- 19 -
1.7.2. 定期報告	- 20 -
1.7.3. 完了検査等	- 21 -
1.7.4. 留意事項	- 21 -
1.8. 土地の保全	- 21 -
1.9. 監督処分と罰則	- 21 -
2. 許可申請等の手続	- 22 -
2.1. 許可	- 22 -
2.1.1. 許可の申請から工事完了までの流れ	- 22 -
2.1.2. 許可申請書類	- 24 -
2.1.3. 変更許可申請書類	- 38 -
2.2. 届出	- 40 -
2.2.1. 届出から工事完了までの流れ	- 40 -
2.2.2. 届出書類	- 42 -
2.2.3. 届出した工事の変更届出書類	- 46 -
2.3. 許可申請手数料	- 47 -
2.4. 審査担当窓口等	- 49 -
2.5. 国又は都道府県等の特例	- 51 -
2.6. 適合証明書の交付	- 51 -
2.7. 他の法令との関連	- 53 -
2.8. 留意事項	- 53 -

2.8.1.	工事着手時の留意事項.....	- 53 -
2.8.2.	工事中の留意事項.....	- 56 -
2.8.3.	工事完了時の留意事項.....	- 57 -
2.9.	手続の一覧.....	- 58 -
2.10.	巻末資料.....	- 59 -
2.10.1.	許可申請書 記入例.....	- 60 -
2.10.2.	添付書類一覧表（チェックリスト）	- 64 -
2.10.3.	申請様式一覧	- 73 -
2.10.4.	許可要否の判定チェックシート	- 124 -

本手引は、本県における盛土規制法に基づく許可等の手続の流れや必要な書類等を示すものであり、政令指定都市及び中核市においては適用しない。

また、事務処理市（条例により許可権限を委譲している市をいう。以下同じ。）においては、運用が異なる場合があるので留意すること。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略している。

法：宅地造成及び特定盛土等規制法

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

細則：宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

なお、技術基準については、本県の「盛土規制法に係る設計指針」（以下「設計指針」という。）を参照すること。

【補足】

本県における政令指定都市、中核市及び事務処理市は、次のとおり。

- ・政令指定都市

- 名古屋市

- ・中核市

- 豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市

- ・事務処理市

- 瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、犬山市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、田原市

1. 宅地造成及び特定盛土等規制法のあらまし

盛土等（盛土若しくは切土又は土石の堆積をいう。以下同じ。）による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が制定され、令和5年5月26日に施行された。

この法律に基づき指定された規制区域において、一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可を受ける必要がある。

1.1. 目的（法第1条）

この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

1.2. 用語の定義（法第2条及び政令第1条）

この法律に使われる用語の定義は次のとおりである。

(1) 宅地

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地

(2) 農地等

農地、採草放牧地及び森林

(3) 公共施設用地

道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

【補足】

具体例は表1－3を参照のこと。

(4) 宅地造成

宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの

【補足】

許可を要する宅地造成の規模については、表1－2を参照のこと。なお、宅地造成の用途例としては、以下のようなものがある。

例：住宅団地、ショッピングモール、工業団地、スキー場、ゴルフ場、キャンプ場、残土処分場、発電施設（太陽光・風力等）、駐車場、資材置場

(5) 特定盛土等

宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが高いものとして政令で定めるもの

【補足】

許可を要する特定盛土等の規模については、表 1－2 を参照のこと。なお、特定盛土等の用途例としては、宅地造成の例のほか、農地、採草牧草地、森林がある。

(6) 土石の堆積

宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）

【補足】

許可を要する土石の堆積の規模及び一定期間の考え方については、表 1－2 を参照のこと。なお、土石の堆積の用途例としては、以下のようなものがある。

例：ストックヤード、工事現場外における仮置き、土石に該当する製品等の堆積

(7) 災害

崖崩れ又は土砂の流出による災害

(8) 崖

地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

【補足】

擁壁でおおわれている場合も、30度を超える角度をなす土地は「崖」に該当する。崖の高さについては、図 1－6～1－9 を参照のこと。また、硬岩盤とは、一般に花崗岩、閃緑岩、片麻岩、安山岩等火成岩及び堅い礫岩等の岩盤（真砂土を含む花崗岩その他の著しく風化した岩盤を除く。）をいう。

(9) 擁壁等

擁壁、排水施設その他の政令で定める施設

【補足】

政令で定める施設：擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め

(10) 擁壁の高さ

擁壁の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離

(11) 崖面崩壊防止施設

崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるもの

【補足】

主務省令で定めるもの：鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設

(12) 工事主

宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者

【補足】

原則として、工事主が許可の申請者となる。なお、「工事」とは、土地の形質の変更といったいわゆる造成工事のみを指すのではなく、残土処分場若しくはストックヤードの運営又は公共施設用地（表 1－3 参照）以外の土地における土石の仮置き等の行為を含む。

1.3. 規制区域

1.3.1. 宅地造成等工事規制区域（法第 10 条）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害の生ずるおそれ大きい土地の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要がある区域として、知事が指定した区域をいう。

1.3.2. 特定盛土等規制区域（法第 26 条）

宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域として、知事が指定した区域をいう。

1.3.3. 造成宅地防災区域（法第 45 条）

宅地造成又は特定盛土等に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成等工事規制区域内の土地を除く。）として、知事が指定した区域をいう。

本県（政令指定都市、中核市を除く。）では、令和 7 年 5 月 9 日時点において造成宅地防災区域に指定された区域はない。

1. 3. 4. 本県における規制区域

本県（政令指定都市、中核市を除く。）における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域は図1－1のとおりである。詳細はウェブページを参照のこと。

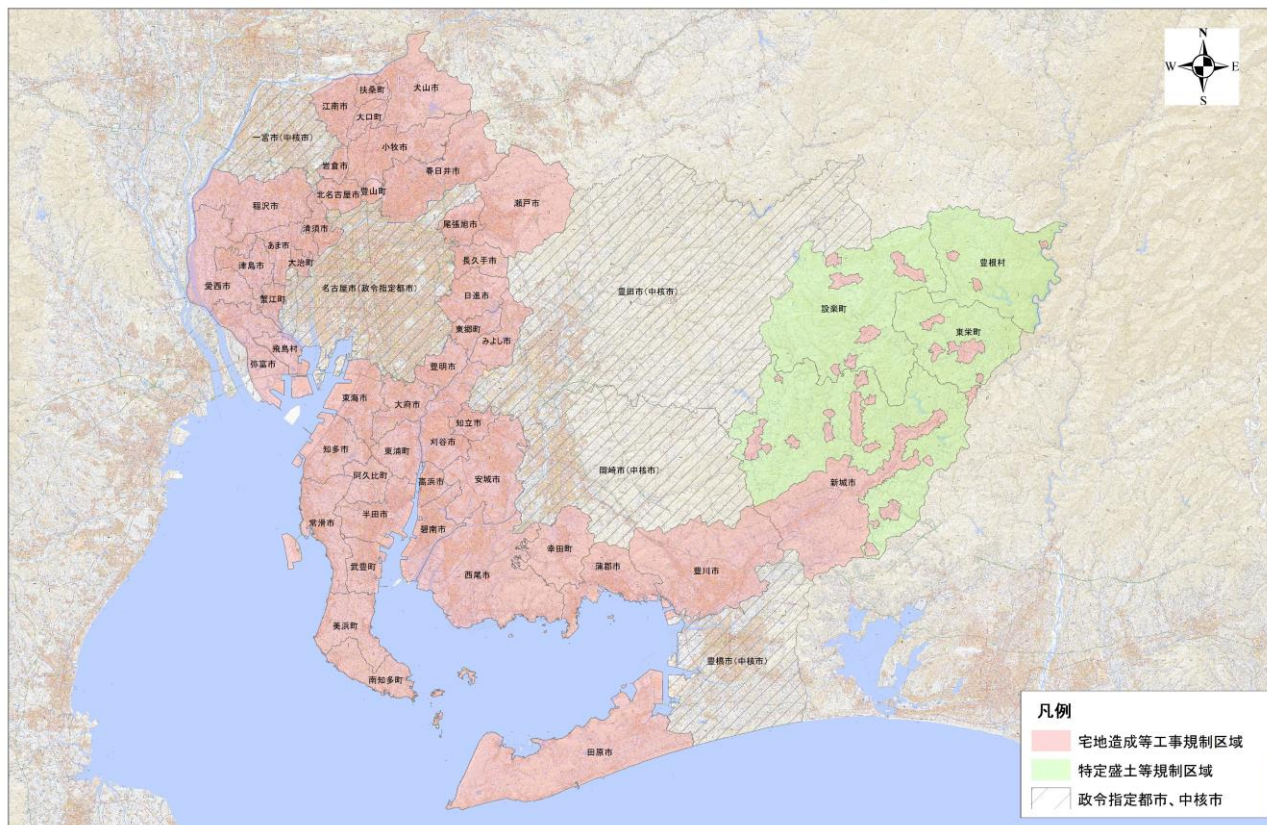


図1－1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

1. 4. 規制対象行為等

1. 4. 1. 規制対象となる行為と必要な手続

盛土規制法では、工事の規模に応じて表 1－1 に示す手続が必要となる。

表 1－1 盛土規制法の対象となる行為と手続一覧

区域	行為	届出	許可	中間検査（※）	定期報告	完了検査
宅地造成等 工事規制区域	宅地造成又は特定盛土等	—	① 盛土で高さ 1 m 超の崖 ② 切土で高さ 2 m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行 って、高さ 2 m 超の崖 (①②を除く) ④ 盛土で高さ 2 m 超 (①③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 500㎡超(①～④を除く)	① 盛土で高さ 2 m 超の崖 ② 切土で高さ 5 m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行 って、高さ 5 m 超の崖 (①②を除く) ④ 盛土で高さ 5 m 超 (①③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 3, 000㎡超 (①～④を除く)	同 左	許可対象全て
	土石の堆積		① 堆積の高さ 2 m 超かつ 面積 300㎡超 ② 堆積の面積 500㎡超	—	① 堆積の高さ 5 m 超 かつ面積 1, 500㎡超 ② 堆積の面積 3, 000 ㎡超	許可対象全て
特定盛土等 規制区域	宅地造成又は特定盛土等	① 盛土で高さ 1 m 超の崖 ② 切土で高さ 2 m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行 って、高さ 2 m 超の崖 (①②を除く) ④ 盛土で高さ 2 m 超 (①③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 500㎡超(①～④を除く)	① 盛土で高さ 2 m 超の崖 ② 切土で高さ 5 m 超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行 って、高さ 5 m 超の崖 (①②を除く) ④ 盛土で高さ 5 m 超 (①③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積 3, 000㎡超 (①～④を除く)	許可対象全て	許可対象全て	許可対象全て
	土石の堆積	① 堆積の高さ 2 m 超かつ 面積 300㎡超 ② 堆積の面積 500㎡超	① 堆積の高さ 5 m 超かつ 面積 1, 500㎡超 ② 堆積の面積 3, 000㎡超	—	許可対象全て	許可対象全て

※中間検査は、上表の規模の工事が特定工程を含む場合に対象となる。特定工程については、1. 7. 1. 項参照のこと。

※上表において同じ色の枠内には、同じ内容を記載している。

【補足】

許可対象規模未満の盛土等が繰り返され、これらの盛土等の一体性が認められる場合は、従前の盛土等も含めた盛土等が許可対象規模を超えれば、許可が必要となる。盛土等の一体性は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断する。

(1) 事業者の同一性

同一の事業者が行う場合に該当する。

(2) 物理的一体性

複数の盛土等が隣接又は近接する場合（図1－2）、同じ場所に盛土等が繰り返し行われる場合に該当する。

(3) 機能的一体性

事業的、計画的に同じ目的をもって複数の盛土等を行う場合に該当する。

(4) 時期的近接性

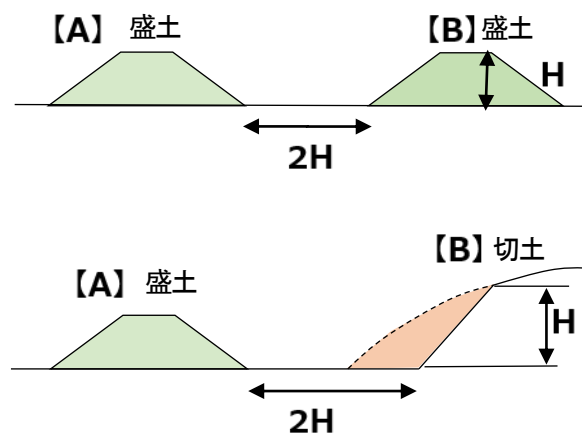
盛土等が行われる時期が近い場合（概ね1年を目安とする。）に該当する。

上記（1）～（4）による盛土等の一体性の判断は、原則として以下のとおりとするが、具体的な計画により、各審査担当窓口（2.3.節参照）に確認すること。

①（1）、（2）及び（4）に該当する場合は、一体と取扱う（参考事例：図1－3）。

②（2）、（3）及び（4）に該当する場合は、一体と取扱う（参考事例：図1－4）。

③ ①及び②のいずれにも該当しない場合は、一体ではないと取扱う。



※盛土等の水平離隔距離が2H以内にある場合を指す（Hは高い方の値による。）
傾斜地においても同様とする。

図1－2 物理的一体性における「近接」の判断基準

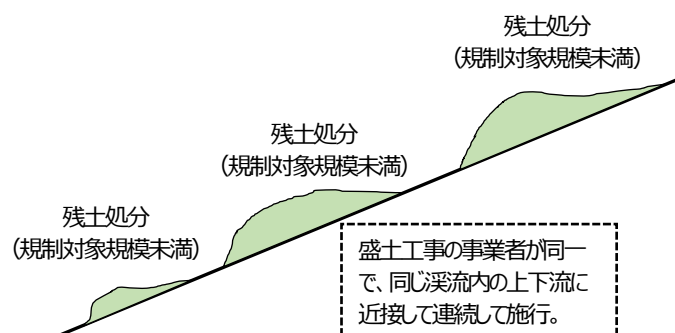


図 1－3 事業者の同一性かつ物理的一体性が認められる場合の例

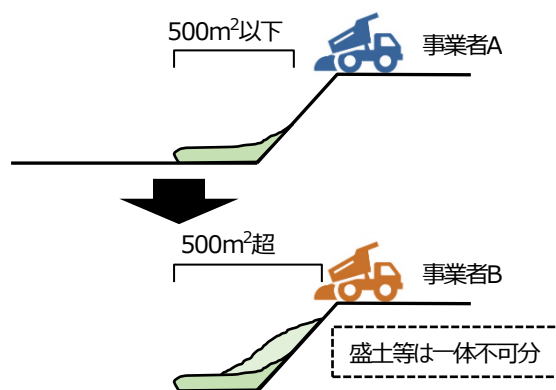


図 1－4 複数の事業者により一体不可分の盛土等が形成される例

図 1－2～1－4 の引用：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（国土交通省・農林水産省・林野庁）R5. 5より抜粋・加筆

1. 4. 2. 許可を要する工事

規制区域内において、一定規模を超える盛土等に関する工事を行う場合は、知事等（知事又は事務処理市の長をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない（表1－2）。

また、当該許可を受けた工事の計画の変更をしようとするときは、知事等の許可を受けなければならない（軽微な変更（表2－5参照）を除く。）。

表1－2 許可を要する工事

行為	対象規模		イメージ図
	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	
宅地造成又は特定盛土等 （法第2条、政令第3条）	① 盛土の場合で、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずるもの	① 盛土の場合で、当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずるもの	
	② 切土の場合で、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずるもの	② 切土の場合で、当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時にする場合で、当該盛土及び切土をした部分に高さが2mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時にする場合で、当該盛土及び切土をした部分に高さが5mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で、高さが2mを超えるもの（①、③を除く）	④ 盛土で、高さが5mを超えるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（①～④を除く）（※2）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの（①～④を除く）（※2）	
土石の堆積 （※1） （法第2条、政令第4条、省令第8条（10）イ）	⑥ 最大時に堆積する高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの	⑥ 最大時に堆積する高さが5mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの	
	⑦ ⑥に該当しない土石の堆積であって、最大時に当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの（※2）	⑦ ⑥に該当しない土石の堆積であって、最大時に当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの（※2）	

（※1）土石の堆積の許可期間は5年以内とする。

（※2）高さが2m以下であって、盛土等をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下の範囲を除く（図1－10参照）。

なお、「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差、「標高の差」とは、同一地点における盛土等の前後の標高差（盛土等の鉛直方向の厚さ）をいう（図1－11参照）。

【補足】

・盛土等の高さについて

盛土等の高さは、盛土等の最下端と最上端の差とする。これらは、原地盤の勾配が平地であっても斜面地であっても同様とする（図1—5参照）。

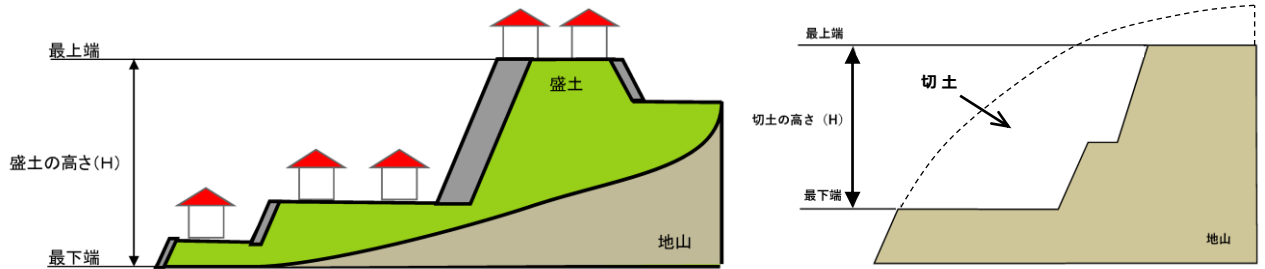


図1—5 盛土等の高さの計測イメージ

引用：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁）R5.5より抜粋

※盛土等の最下端付近に水路、河川が接している場合は河床高を最下端とする。U字型側溝（高さ及び幅が30cm程度までのもの）がある場合は、地盤面を最下端とする（設計指針5.3節に示す擁壁の取扱いに準ずる。）。

・盛土等の崖について

崖の高さは、図1—6による。なお、既存の崖に盛土又は切土を行う場合は、図1—7及び図1—8に示すように、盛土または切土により新たに発生した崖の高さにより、許可対象となるか否かを判断する。また、小段等の30度以下の地表面により分離されている崖については、図1—6の場合は別の崖として、図1—9の場合は一体の崖として判断する。

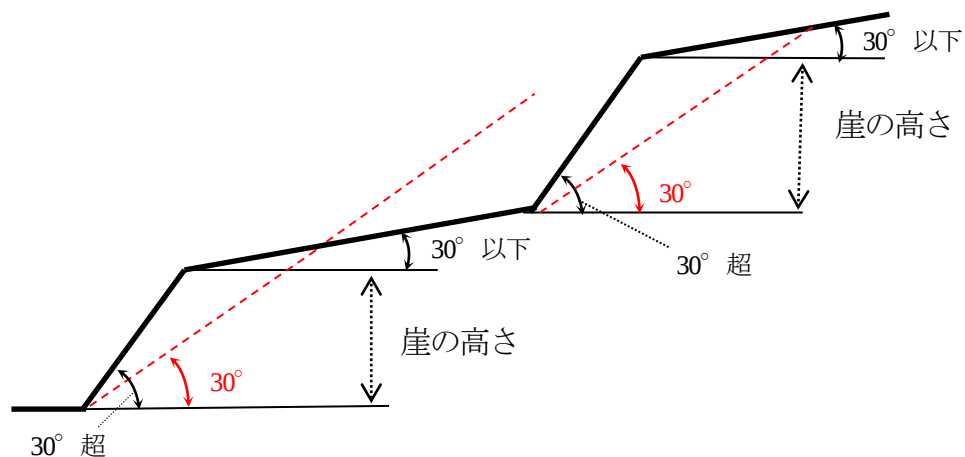


図 1-6 崖のイメージ図

※傾斜 30° 超の範囲を崖という。上層の崖と下層の崖が小段等で区切られる場合、下層の崖の下端からの 30 度勾配線よりも、上層の崖の下端が下に出る場合は、これらを別の崖と扱う。

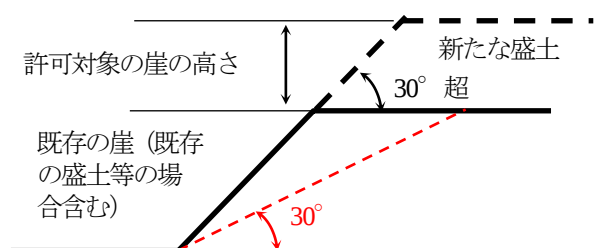


図 1-7 崖の高さ（盛土）

※既存の盛土等については、新たに行われる盛土の基礎地盤として安全性を確認する必要がある。

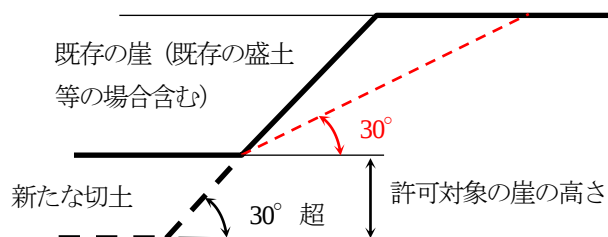


図 1-8 崖の高さ（切土）

※既存の盛土等については、新たに行われる切土に連続する崖として安全性を確認する必要がある。

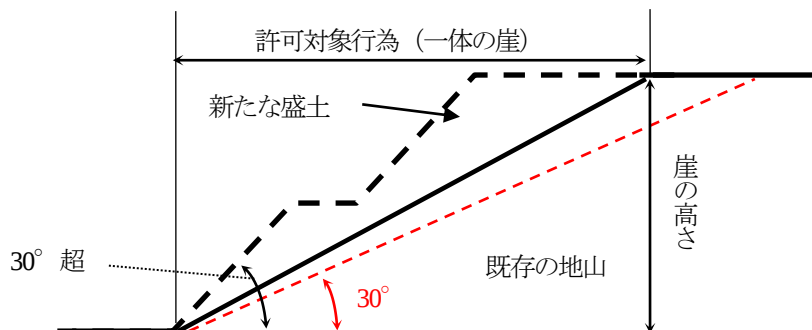


図 1-9 小段等により分離されているが一体の崖

※下層の崖の下端からの 30 度勾配線よりも、上層の崖の下端が上に出る場合は、これを一体のがけと考えて高さを算定する。

1. 4. 3. 許可を要しない工事

表 1－3 に示す工事については、盛土規制法に基づく許可は不要である。

表 1－3 許可を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地 法第2条第1項第1号 政令第2条 省令第1条各項	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 国又は地方公共団体が管理する次の施設：学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 ※公共施設用地には、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含むものとする。 ※道路とは、「道路法による道路」等の国又は地方公共団体が管理又は監督する道路（※1）が該当し、私道並びに農道又は里道（法定外公共物）等で国又は地方公共団体の管理又は監督によらないものは該当しない（※2）ものとする。 ※公園には、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。 ※河川とは、河川法に基づく一級河川若しくは二級河川又は準用河川（河川法の一部の規定を準用し、市町村長が指定及び管理する河川）とする。
災害の発生するおそれがないと認められる工事 法第12条第1項ただし書 法第27条第1項ただし書 法第30条第1項ただし書 政令第5条第1項各号 政令第27条 政令第29条第1項 省令第8条第1項各号	●鉱山保安法【鉱物の採取】第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ●鉱業法【鉱物の採取】第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事 ●採石法【岩石の採取】第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ●砂利採取法【砂利の採取】第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事 ●土地改良法【土地改良事業（農業用排水施設の新設等）】第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事 ●火薬類取締法【火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤等】第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

	●家畜伝染病予防法【家畜の死体等の埋却】第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物の処分等】第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ●土壌汚染対策法【汚染土壌の搬出又は処理等】第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事 ●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法【廃棄物又は除去土壌の保管又は処分】第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項（同法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事 ●森林の施業を実施するために必要な作業路網（※3）の整備に関する工事 ●国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構 ●高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの（※4） ●土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ●政令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないものを行う工事 ●工事の施行に付随して行われる土石の堆積（※5）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（※6）又は工事の現場の付近（※7）に堆積するもの（※8）
みなし許可となる工 法第15条各項 法第34条各項	●国又は都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者との協議が成立した工事 ●都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事（※9）
その他法の対象外となる 行為（宅地造成等の定義 から外れるもの）	●農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（※10）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充（※11）であってその前後の地盤面の差が30cmを超えないもの） ●グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 ●四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にするもの及び平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えないもの（※12） ●建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻し

（※1）「林道規程（林野庁）」の適用を受けて、森林組合等（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会をいう。）が管理する林道を含むものとする。

（※2）土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業による農道の整備に係る工事については、許可不要である（省令第8条第一号）。

(※3) 「森林の施業を実施するために必要な作業路網」とは、工事を行う土地の市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、「愛知県森林作業道作設指針（県森林保全課）」に即して整備される森林作業道並びに「主伐時における伐採・搬出指針（林野庁）」に即して整備される集材路又は土場（森林作業道又は集材路に隣接するものに限る。）とする。

(※4) 面積の算定方法は図1-10のとおり、高さの算定方法は図1-11のとおりとする。

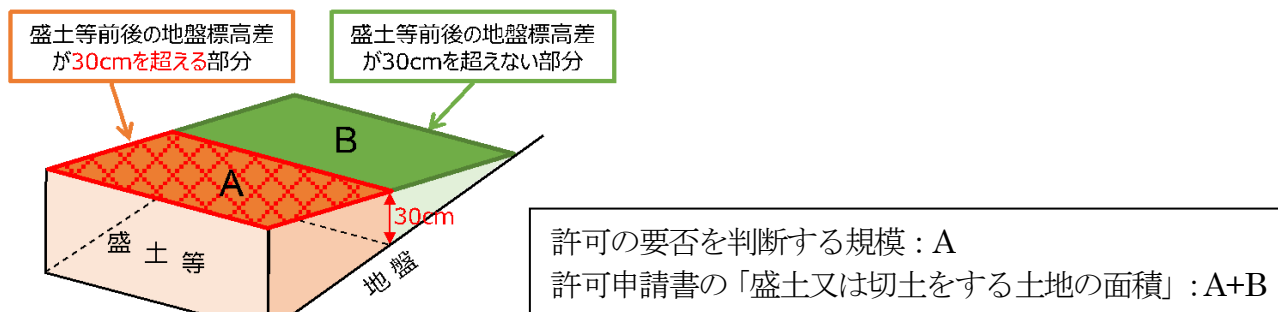


図1-10 面積の算定方法 イメージ図

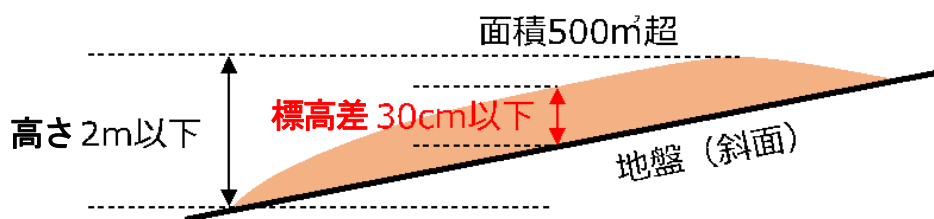


図1-11 盛土等の高さ、標高差のイメージ図

(※5) 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。

(※6) 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施行計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。具体的には、図1-12のような事例が該当する。

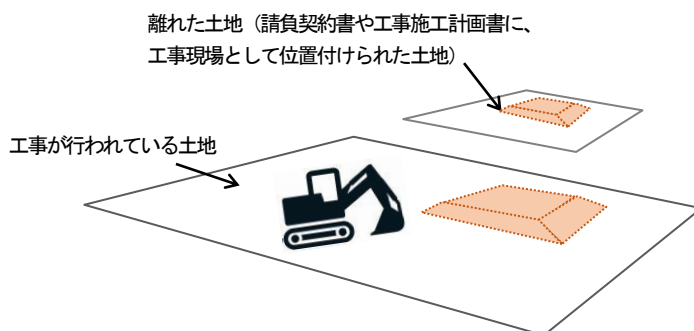
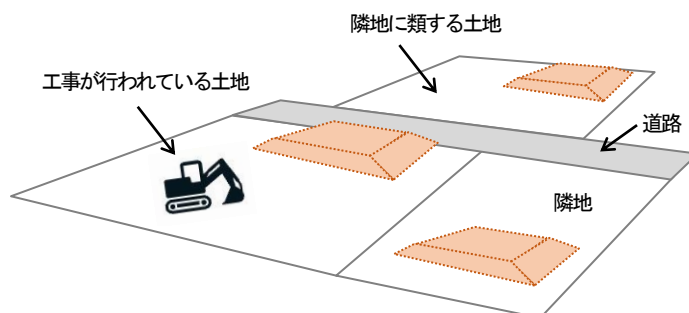


図1-12 工事の現場 イメージ図

- (※7) 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。具体的には、図1－13のような事例が該当する。

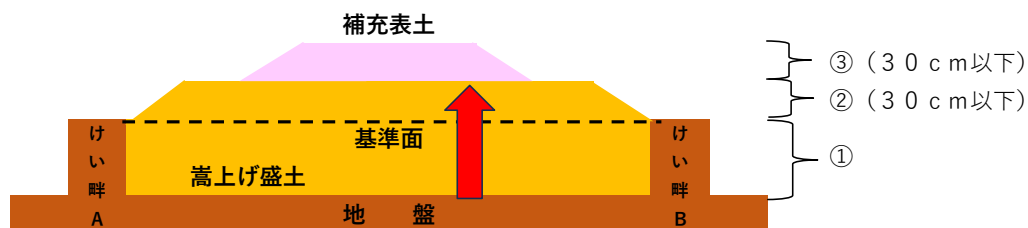


※原則として工事の現場の隣地及び道路を挟んだ向かいの土地とする。

図1－13 工事の現場の付近 イメージ図

- (※8) 本体の工事が行われている土地から離れた土地（請負契約図書、工事施行計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地に限る。）又は工事の現場の付近における土石の堆積、並びに、土石の搬出先となる残土処分場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行うこと。
- (※9) 宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、区域指定後に都市計画法に基づく開発許可を受けた工事は、盛土規制法による許可を受けたものとみなされるため、中間検査（法第18条・第37条）、定期報告（法第19条・第38条）及び標識の掲示（法第49条）は適用されることとなる。
- (※10) 農地及び採草放牧地において行われる行為が、営農行為の範ちゅうに含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町村の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行うこと。なお、この場合の判断事例を図1－14に示す。

田畑転換の例（宅地造成等工事規制区域内において面積500㎡を超える場合の例）



- ① けい畔の高さまで高上げする場合や、窪地を周囲の高さまで高上げする場合は規制対象外。
- ② 平坦な基準面を基準にして、基準面を超えて高上げた高さが規制対象規模（30cm）を超えなければ規制対象外。
- ③ 表土の補充高が表土基準（30cm）以下であれば規制対象外（工事後に高上げ盛土と表土補充が明確な場合に限る）。

図1－14 通常の営農行為の判断事例 イメージ図

- (※11) 「表土の補充」とは、作物生産のために耕起、施肥、かん水等が行われる土の層を他の土地から搬入した土砂により厚くする行為をいう。

(※12) 図1－15のような事例が該当する。

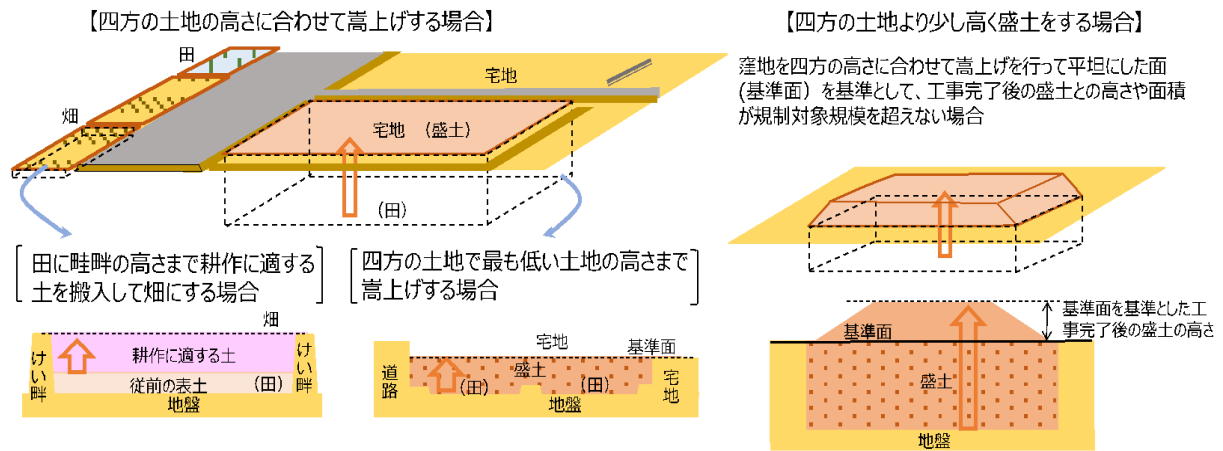


図1－15 窪地における盛土の規制要件の事例 イメージ図

1. 4. 4. 経過措置

盛土規制法に基づく規制区域指定前において旧宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）の許可を取得したもの又は都市計画法の開発許可を取得したのものに関する取扱いとは図1－16のとおりである。このうち、ケース⑤で必要とされる盛土規制法に基づく届出については、別冊の「盛土規制法に係る届出の手引（規制区域指定の際に既に行われている工事の届出）」を参照のこと。

なお、工事の実施が規制区域指定前かどうかを判断する場合の、工事の着手時期は、工事請負契約や資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点とする。

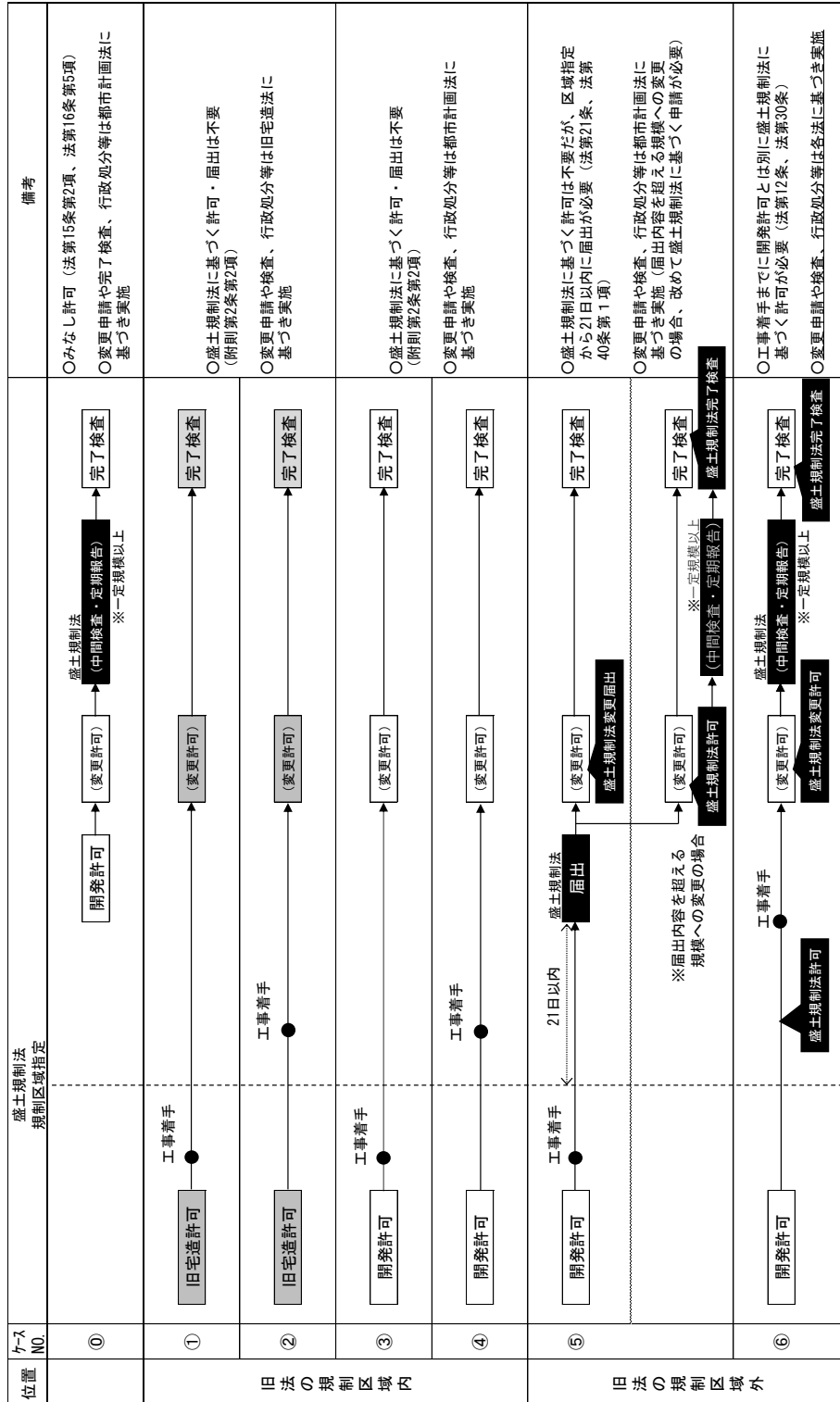


図1－16 規制区域指定前に許可等を取得した工事の取り扱い

（※）白文字：盛土規制法に基づく手続き
（※）黒文字：盛土規制法に係る届出の手引（規制区域指定の際に既に行われている工事の届出）」参照。

1. 5. 技術的基準（法第 13 条第 1 項及び政令第 6 条～第 20 条）

盛土規制法では、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留及びのり面勾配等について技術的な基準が定められている。宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内で行われる宅地造成等に関する工事で、許可申請の規模要件のものは、この基準に適合させなければならない。

1. 6. 設計者の資格（法第 13 条第 2 項、法第 31 条第 2 項）

（1）有資格者の設計によらなければならない工事（政令第21条、政令第31条）

以下の工事は、法律で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

- ① 高さが 5 m を超える擁壁の設置。
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500㎡ を超える場合の排水施設の設置。

（2）設計者の資格（政令第22条、省令第35条）

法律で定める設計者の資格は以下のとおりである。

- ア. 大学の土木・建築課程を卒業後、2 年以上の実務経験を有する者
- イ. 短期大学（3 年制）（専門職大学の前期課程を含む）の土木・建築課程を卒業後、3 年以上の実務経験を有する者
- ウ. 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4 年以上の実務経験を有する者
- エ. 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7 年以上の実務経験を有する者
- オ. 大学院等で土木・建築関係を 1 年以上専攻した後、1 年以上の実務経験を有する者
- カ. 技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」限る。）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る。）又は水産部門（選択科目「水産土木」に限る。））
- キ. 一級建築士
- ク. 土木・建築の技術に関し、10 年以上の実務経験を有するもので、国土交通大臣の認定する講習を終了した者
- ケ. 上記以外で主務大臣が政令第22条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

（3）設計資格を証明する書類

該当する資格に応じて表 1－4 に示す書類を細則様式第 1 に添付して提出すること。

表 1－4 設計者の資格証明書類

関係法令		資格証明書類	証明する設計者資格 ※前記（2）参照
政令第 22 条	第 1 号～第 4 号	卒業証明書	ア、イ、ウ、エ、オ
省令第 35 条	第 1 号	講習修了証明書	ク
告 示	第 1 号	大学院に 1 年以上在学したことの証明書	オ
	第 2 号	技術士の資格証明書	カ
	第 3 号	一級建築士の資格証明書	キ

1. 7. 検査及び定期報告

1. 7. 1. 中間検査（法第 18 条、法第 37 条）

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土又は切土の安定性にかかわる重要な検査となる。工事主は、以下の規模の工事が特定工程を含む場合、特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内に知事等の検査を申請しなければならない。検査の方法は原則として現場立会によるものとする。

工事が技術的基準に適合していると認められた場合、中間検査合格証が交付される。

中間検査合格証を受けた後でなければ、排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事を行ってはならない。

（1）工事規模（政令第23条、政令第32条第 1 項）

- ① 盛土で、盛土をした土地の部分に高さが 2 m を超える崖を生ずるもの
- ② 切土で、切土をした土地の部分に高さが 5 m を超える崖を生ずるもの
- ③ 盛土と切土を同時にする場合で、盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 m を超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（上記①、②に該当する盛土又は切土を除く。）
- ④ ①又は③に該当しない盛土で、高さが 5 m を超えるもの
- ⑤ 上記のいずれにも該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡を超えるもの

（2）特定工程（政令第24条第 1 項、政令第32条第 2 項）

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程
本県における中間検査の規定をまとめると、表 1－5 に示すとおりである。

表 1－5 中間検査の規定

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	申請時期
宅地造成又は 特定盛土等 (※ 1)	①盛土で高さ 2 m 超の崖 ②切土で高さ 5 m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5 m 超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ 5 m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000㎡超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の 地盤面に地下水排除 工（暗渠排水管）を設 置する場合	省令様式第 13、検査対 象を明示した平面図、 検査対象写真（※ 2）	暗渠排水管配 置完了から 4 日以内（※ 3）

（※ 1）法第 15 条第 2 項又は法第 34 条第 2 項によりみなし許可と扱われる開発許可（都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項）に係る工事についても、中間検査の規定の適用を受ける。

（※ 2）設計指針 2.2.1. 項に示す暗渠排水工及び基盤排水層の設置状況を撮影したもの

（※ 3）あらかじめ、審査担当（表 2－11 参照）と検査日の日程調整を行った上で、申請書を提出すること。

【補足】

以下の 1）～4）のいずれかに該当する場合は、地下水排除工（暗渠排水管）の設置を必要とする。なお、任意に設置する地下水排除工についても、工事が検査を要する規模に該当する場合には、中間検査の対象となる。

- 1) 溪流等（※）における盛土（※）「溪流等」については、表 2－3 欄外を参照のこと。
- 2) 谷や沢を埋め立てて行う盛土であって、盛土をする土地の面積が 3,000㎡以上であるもの
- 3) 盛土をする前の地盤面の水平面 に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 m 以上であるもの
- 4) のり高が 15 m を超える盛土

1.7.2. 定期報告（法第19条、法第38条）

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものである。規制区域内において許可を受けた工事のうち、表1－6に示す規模の工事の工事主は、工事が完了するまでの間、3か月ごとに、報告の時点における工事の実施状況、盛土等を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真、その他以下の事項を示す書類を報告書に添付して知事等に提出しなければならない。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断された場合は、必要な対策を講じること。

（1）報告事項（共通事項）（省令第50条第1項）

- ① 工事が施行される土地の所在地
- ② 工事の許可年月日及び許可番号
- ③ 前回の報告年月日（2回目以降のみ）

（2）宅地造成又は特定盛土等に関する工事（省令第50条第2項）

- ① 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- ② 報告の時点における盛土又は切土の面積
- ③ 報告の時点における盛土又は切土の土量
- ④ 報告の時点における擁壁等（法第13条第1項に規定する擁壁等）に関する工事の施行状況

（3）土石の堆積に関する工事（省令第50条第3項）

- ① 報告の時点における土石の堆積の高さ
- ② 報告の時点における土石の堆積の面積
- ③ 報告の時点における堆積されている土石の土量
- ④ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

表 1－6 定期報告の規定

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	報告の期間	報告の期限
宅地造成又は特定盛土等 （※1）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	報告の時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、グランドアンカー、その他の土留の施行状況	細則様式第10、盛土、切土をしている土地及びその付近の写真、報告対象を明示した平面図	許可日から3か月ごと	左記「報告の期間」の末日の属する月の5日まで（※2）
土石の堆積	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	報告の時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び鋼矢板等の状況。なお、前回の報告の時点から新たに堆積及び除去された土石の土量を含む）	細則様式第10、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況の写真（※3）		

（※1）法第15条第2項又は法第34条第2項によりみなし許可と扱われる開発許可（都市計画法第29条第1項又は第2項）に係る工事についても、定期報告の規定の適用を受ける。

（※2）事務処理市においては、運用が異なる場合があるので、当該市に確認すること。

（※3）空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置並びに鋼矢板又は構台等の構造物の設置について、前回の報告の時点から進展がある場合は、その状況を示す写真も添付すること。

1.7.3. 完了検査等（法第17条、法第36条）

宅地造成又は特定盛土等について許可を受けた工事が完了したときは、4日以内に完了検査申請書を提出しなければならない。検査の方法は原則として現場立会によるものとする。工事が技術的基準に適合していると認められた場合、検査済証が交付される。

また、土石の堆積について許可を受けた工事が完了したときは、4日以内に確認申請書を提出しなければならない。確認の方法は原則として現場立会によるものとする。堆積されていた全ての土石が除去されたと認められた場合、確認済証が交付される。

表1-7 完了検査又は確認の規定

行為	区分	交付される書類	申請書類	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	検査	検査済証	省令様式第9、工事着手から工事完了までの施行状況を示す写真（※1）	工事完了から4日以内（※2）
土石の堆積	確認	確認済証	省令様式第11、工事着手から工事完了までの施行状況を示す写真（※1）	

（※1）2.7.2.項（1）工事記録写真に示すすべての工程に係る写真について適宜抜粋して添付すること。ただし、中間検査又は定期報告の時点で提出済のものについては、その旨を明記の上で省略することができる。なお、申請書に添付のない写真について、検査員の判断により、追加の提出又は現場検査において提示を求める場合がある。

（※2）あらかじめ、審査担当（表2-11参照）と検査日の日程調整を行った上で、申請書を提出すること。

1.7.4. 留意事項

検査及び定期報告は、工事の施行全般に対して効率的かつ確実に行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要がある。

- （1）工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- （2）検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- （3）検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- （4）工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと
- （5）堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- （6）検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

1.8. 土地の保全（法第22条及び法第41条）

宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者は、宅地造成等に伴う崖崩れ、土砂流等の災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。この保全義務を怠っている場合には、知事等は、必要な措置をとるよう勧告することがある。

1.9. 監督処分と罰則（法第20条、法第23条、法第39条、法第42条、法第47条、法第55条～法第61条）

知事等は、許可の内容と異なった工事を行っている者や、無許可で工事を行っている者に対して、工事の停止や防災措置をとることを命令する場合がある。

また、工事完了の検査を受けていない場合や、検査の結果、技術的基準に適合しないと認められた土地の所有者等に対して、使用の制限、禁止を命令する場合がある。

これらの命令に従わない場合は、懲役や罰金の刑に処せられる場合がある。

2. 許可申請等の手続

2. 1. 許可（法第 12 条、法第 30 条）

2. 1. 1. 許可の申請から工事完了までの流れ

許可申請から工事完了までのフローを図 2－1 に示す。

なお、都市計画法第29条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた場合は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされる。この場合であっても、規模要件に該当する場合は定期報告及び中間検査が必要であるため、留意すること。

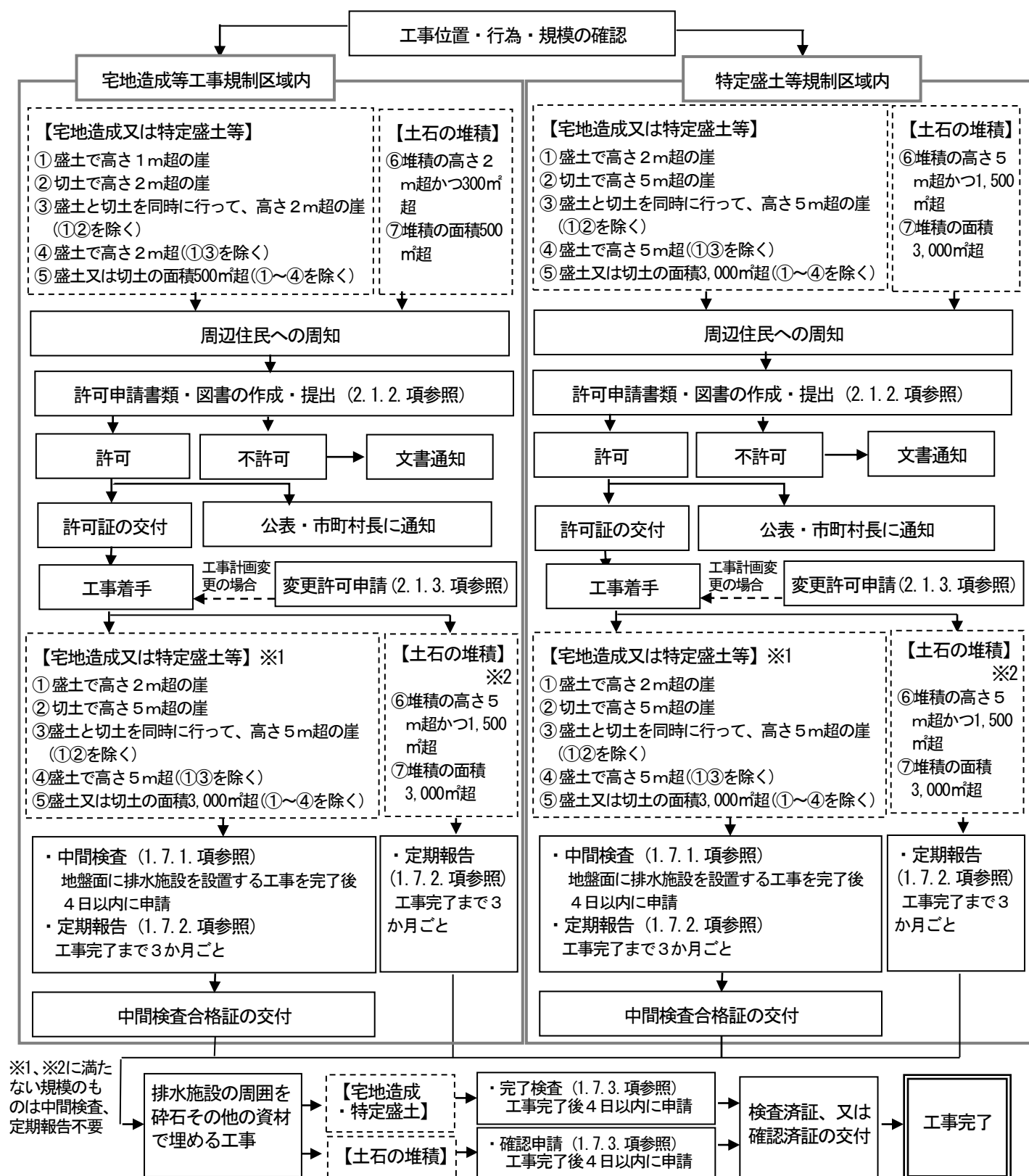


図2-1 許可申請から工事完了までのフロー

2. 1. 2. 許可申請書類

宅地造成等に関する工事を行うため、知事等の許可を受けようとするときは、表 2－1 欄外に記載の【許可申請書 記載上の注意事項】を確認のうえ許可申請書類（正本 1 部、副本 2 部（※））を作成して、工事を行おうとする土地の市町村役場へ提出すること。

許可申請書に添付する書類は表 2－1 のとおりである。変更許可申請書の場合は、これらのうち、工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類及び図書を添付すること。なお、この表は標準的なものを示しているので、工事内容等により、省略したり、兼用したりできる場合もある。

（※）副本の内訳は、申請者の控えとして 1 部、経由する市町村の控えとして 1 部である。なお、事務処理市においては、提出部数が異なる場合があるので、当該市に確認すること。

表 2－1 許可申請に必要な書類

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※ 1）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
チェックリスト	—	本表の内容をチェックリストにしたもの 該当する全ての口をチェックをして提出。	○	○	巻末資料参照
許可申請書	—	工事主、工事の概要等を記載。 （※ 2）	○	○	（宅地造成、特定盛土等） 省令様式第 2 （省令第 7 条第 1 項） （土石の堆積） 省令様式第 4 （省令第 7 条第 2 項）
設計者の資格に関する申告書	—	設計資格を証明する書類（1. 6. 節（3）参照）を添付。	△	×	細則様式第 1 （細則第 4 条第 1 項） 1. 6. (1) に該当する場合
委任状	—	代理者の氏名、住所及び電話番号、委任する内容、委任者の氏名、住所及び電話番号	△	△	代理人が申請手続を行う場合 （参考様式）

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
土地の公図の写し	—	方位、縮尺、施行区域の境界（赤枠）	○	○	（細則第４条第３項） 規則第７条の「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」及び「土石の堆積に関する工事の許可申請書」の「４ 土地の所在地及び地番」を証明する図面を添付。
土地の登記事項証明書	—	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書	○	○	（細則第４条第３項） ・ 申請日から３か月以内のもの
工事主の資力・信用に関する申告書	—	以下の書類を添付 ＜共通事項＞ ・ 資金計画書 ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（※３） ＜個人の場合＞ ・ 住民票又は個人番号カード（表面のみ、番号を黒塗りしたもの）の写し ・ 直前３年間の所得税の納税証明書 ＜法人の場合＞ ・ 登記事項証明書 ・ 役員（※４）の住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・ 直前３年間の法人税の納税証明書	○	○	細則様式第３（規則第７条第１項第７号～第９号）
工事施行者の能力に関する申告書	—	以下の書類を添付 ・ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り）） ・ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（工事施行者が建設業法第３条第１項ただし書に該当する場合を除く。）	○	○	細則様式第４（法第１２条第２項第３号及び第３０条第２項第３号）

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
申請地及びその周辺の写真	—	・申請地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況（※５）を明らかにするもの ・撮影箇所及び方向がわかる図面（地形図との兼用可）を添付。	○	○	（省令第７条第１項第６号）
同意を得たことを証する書類	—	申請区域内の土地について以下の権利を有するすべての者の同意 〈権利の種類〉 所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権	○	○	細則様式第２ （細則第４条第２項）
住民への周知措置を講じたことを証する書類	—	周知方法（※６）、周知内容（※７）、周知範囲（※８） 周知方法毎に以下の書類を添付する。 ＜説明会開催の場合＞ ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等） ＜書面配布の場合＞ ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 ＜掲示及びインターネットによる場合＞ ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（ＵＲＬ含む）	○	○	（省令規則第６条、第７条第１項第１１号） （参考様式）
大臣認定擁壁認定書	—	・認定書 ・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	△	×	（政令第１７条） 大臣認定擁壁を使用する場合

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
構造計算書	—	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要（※９） ・構造計画、応力算定及び断面算定	△	×	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合（省令第７条第１項第２号） ・崖面崩壊防止施設を設置する場合（政令第１４条、省令第３１条） ただし、設計指針で標準図の示されている擁壁を使用する場合は添付不要。
構造計算書 地盤、崖面及び溪流等 における盛土の安定 計算書	—	・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	×	△	・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が１０分の１以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合（省令第７条第２項第２号、第３２条）

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
（続き） 構造計算書 地盤、崖面及び溪流等 における盛土の安定 計算書	—	・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	×	△	・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合（省令第７条第２項第３号、第３４条第１項第１号）
		・土質試験その他の調査・試験に基づく安定計算書	△	×	・災害の生じるおそれが特に大きい土地（省令第１２条参照）において、高さ１５ｍを超える盛土をする場合（省令第７条第１項第３号） ・崖面を擁壁で覆わない場合（省令第７条第１項第４号）
土地の求積図 （実測図）	指定なし	申請に係る土地の求積に必要な寸法及び算式、盛土若しくは切土をする土地の部分又は土石の堆積を行う土地の部分の求積に必要な寸法及び算式	○	○	（細則第４条第３項）
土量計算書	—	盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量の計算書	○	○	（細則第４条第３項）
位置図	１／１０，０００以上	申請地の位置（赤枠）、主要道路、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	○	○	
地形図 （現況図）	１／２，５００以上	方位、地形（等高線）、申請区域の境界（赤枠）	○	○	等高線は２ｍの標高差を示すもの。

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
土地の平面図	（宅地造成、特 定盛土等） 1/2,500 以上	（宅地造成、特定盛土等） 方位、土地の境界線（赤枠）、盛土（緑色）又は切土（茶色）をする土地の部分の色別、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置、道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号、縦横断線の位置と記号、工区界、地形（等高線）、申請地の地盤高及び面積	○	○	・ 現況地形線は細く、計画線は太く表示する。 ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと。 （宅地造成、特定盛土等） ・ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと。 ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すこと。 （土石の堆積） ・ 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すこと。
	（土石の堆積） 1/500 以上	（土石の堆積） 方位、土地の境界線（赤枠）、勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容			

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※1）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
土地の断面図	（宅地造成、特定盛土等） 1/2,500 以上 （土石の堆積） 1/500 以上	（宅地造成、特定盛土等） 盛土（緑色）又は切土（茶色）をする 前後の地盤面、擁壁、崖面崩壊防止施設、 地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー その他の土留、崖の位置 （土石の堆積） 土石の堆積を行う土地の地盤面	○	○	高低差の著しい箇所について作成すること。 （※10）
排水施設平面図	1/500 以上	排水区域の区域界（赤枠）、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、排水施設の記号、集水系統ブロック別の記号	○	×	盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える場合は、流量計算書を添付すること。
排水施設縦断図	1/500 以上	マンホール記号、マンホールの種類、位置及び深さ、排水管勾配（流速）、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、管底高	○	×	政令第16条に適合することを示す図面を添付。
排水施設構造図	1/50 以上	構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水柵、吐口工）	○	×	同上
崖の断面図	1/50 以上	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土する前の地盤面並びに崖面の保護の方法	○	×	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 ・崖面を擁壁で覆わない場合は安定計算書を添付。

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
擁壁の断面図	1/50 以上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜穴の寸法とその間隔、基礎ぐいの位置、材料及び寸法	○	△	（宅地造成、特定盛土等） 構造計算書を添付（政令第10条に定める練積造の場合及び設計指針で標準図の示されている擁壁を使用する場合を除く）。 （土石の堆積） 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合
擁壁の背面図 （擁壁の展開図）	1/50 以上	擁壁の高さ、水抜穴の位置及び材料並びに内径、透水層の位置及び寸法、前面及び背面の地盤線、根入れ深さ	○	×	練積造擁壁の場合は擁壁の展開図とする。
崖面崩壊防止施設の断面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜穴の寸法とその間隔、基礎ぐいの位置、材料及び寸法	○	×	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
崖面崩壊防止施設の背面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の高さ、水抜穴の位置及び材料並びに内径、透水層の位置及び寸法、前面及び背面の地盤線、根入れ深さ	○	×	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
防災工事 計画平面図	1/1,000 以上	方位、等高線、計画道路線、段切位置、 ヘドロ除去位置、除去深さ、防災施設 の位置、形状、寸法、名称、流土計画、 工事中の雨水排水経路、防災措置時期 及び期間	△	×	・省令第7条よ り、様式2の 「リ 工事中 の危害防止の ための措置」 を示す図面を 添付する。 ・盛土又は切土 をする土地の 面積が1ha超 の造成の場合 に添付するこ と。
防災施設構造図	1/100 以上	洪水調整池、沈砂池、その他防災施設	△	×	同上

（※１）各記号の意味は以下のとおり。

○：必要 ×：不要 △：備考に該当する場合は必要

（※２）【許可申請書 記載上の注意事項】

- ①「１工事主住所氏名」の欄は、原則として、申請者と同じ者となる。
- ②「２設計者住所氏名」の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合（1.6.節参照）には、○印を付し、資格を有することを証する書類を申請書に添付すること。
- ③「３工事施行者住所氏名」の欄は、工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載すること。地方公共団体が行う工事等で工事施行者が未定の場合は、決定してから工事着手前に、表２－１に示す「工事施行者の能力に関する申告書」を添えて届け出ること。ただし、工事施行者に必要な能力がないと判断された場合は、許可が取り消される場合もあるので注意すること。
- ④「４土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」の欄は、申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。申請地を工区に分けたとき（2.7.3.項（２）参照）は、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。
代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第２位を四捨五入し、小数第１位までを記載すること。
- ⑤「５土地の面積」の欄は、「４」の欄の土地の総面積を、小数点第３位を四捨五入して、小数点第２位まで記入すること。申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載すること。
- ⑥「６工事着手前の土地利用状況」は、宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記載すること。
- ⑦「７工事完了後の土地利用」は、宅地又は農地等のうち該当するもの記載すること。なお、宅地の場合は、建築物の建築の有無についても記載すること。

- ⑧「8盛土のタイプ」の欄は、次の分類から選択すること（複数選択可）。
- (ア)平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - (イ)腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - (ウ)谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑨「9土地の地形」の欄の、「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいう。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）
- (ア)山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - (イ)山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況을呈している土地
 - (ウ)ア、イの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地
- 「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷（図2－4参照）を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とする。
- ⑩「10ロ」の欄は、「5」の欄の面積のうち、実際に盛土又は切土をしようとする部分の面積を記入すること。この面積によって、申請手数料の額が定まる。
- ⑪「10ニ・ホ・ヘ」の欄は、図面対照番号（構造図）を記入すること。

(※3) 参考様式を、愛知県都市計画課ホームページで公表している。

(※4) 「役員」とは、原則、会社法に基づく会社にあつては「取締役」、その他の法人にあつては「理事」として、法人の登記事項証明書に記載された全員を指すものとする。

(※5) 写真は、撮影可能な範囲で、以下の状況がわかるものを添付すること。

- ①土地の全景（複数枚に分けて撮影したものも可。）
- ②土地の利用状況（空地、住宅地、原野等の用途がわかるもの。）
- ③土地の高低差（接する道路又は隣地等との高低差を含む。）及び既存の擁壁等の構造物の状況（種類、形状及び高さ等がわかるもの。）

(※6) 周知方法は、次のいずれかによること。ただし、政令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）において高さが15mを超える盛土を行う場合は、①によること。

①説明会の開催

②書面の配布

③工事を行う土地又はその周辺での掲示＋インターネットを利用した周知

(※7) 周知内容は、少なくとも表2－2に示す内容を含むこと。

表2－2 周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定年月日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積をする土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

(※8) 住民への周知を行う範囲の考え方を表2-3に示す。なお、この範囲に住民が存在しないため、前記(※6)に示す方法による周知を行わない場合であっても、少なくとも「工事を行う土地又はその周辺での掲示」は実施することが望ましい。

表2-3 住民への周知を行う範囲の考え方

(参考図の引用：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（国土交通省・農林水産省・林野庁）R5.5より抜粋・加筆）

盛土の区分	住民(※8-1)への周知を行う範囲の考え方	参考図 (上：平面図、下：断面図)
①平地盛土(※8-2) ②切土 ③土石の堆積	・盛土等(切土)の境界(法尻)から盛土等(切土)の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲(※右参考図「L」の範囲)	
腹付け盛土(※8-2)	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲。平面的には盛土両端から分散角度 30° を含めた盛土の低標高側の範囲(※右参考図「I」の範囲)	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等(※8-3)における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土(※8-2)(①及び②を除く) ④腹付け盛土のうち、右上参考図「I」の範囲に溪流等が存在するもの(①及び②を除く)	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲。平面的には溪流(谷の中心から両側25m、※右参考図A)、および谷出口(※8-4)から下流の谷底から比高+10mの範囲で、土砂災害警戒区域(土石流)が設定されている溪流内の盛土の場合は、当該警戒区域を含める(※右参考図「B」)。	

(※8-1) 「住民」とは、生活の拠点としている者をいい、単なる土地所有者を含まない。

(※8-2) 「平地盛土」「腹付け盛土」及び「谷埋め盛土」については、(※2) 【許可申請書 記載上の注意事項】⑧を参照のこと。

(※8-3) 溪流等の範囲とは、溪床の縦断勾配10度以上の勾配（盛土を行う土地が発生・流下区間に該当する場合）を呈し（図2-2）、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲とする（図2-3）。なお、0次谷とは、等高線群の間口（図2-4のa）と奥行（図2-4のb）の長さの関係が $a \geq b$ となった地点を1次谷の上流端（谷頭）とし、1次谷より上部の山腹に発達する山ひだのことを指す。溪床勾配10度以上の勾配を呈す一連の谷地形の抽出方法は、2万5千分の1以上の縮尺の地形図の等高線を用いて行う。

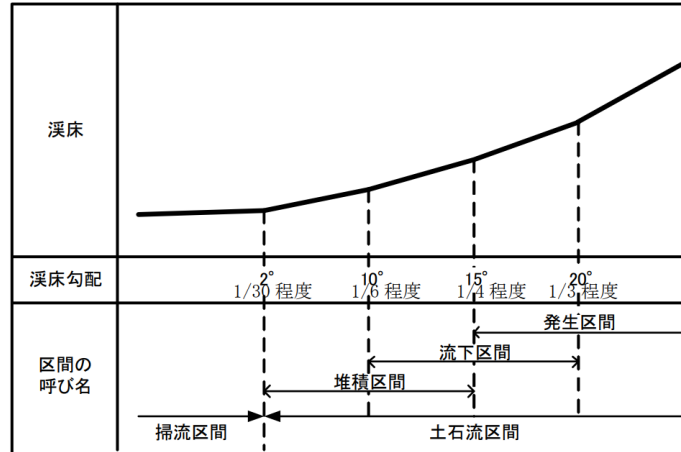


図2-2 溪床勾配の目安

引用：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省）R5.5

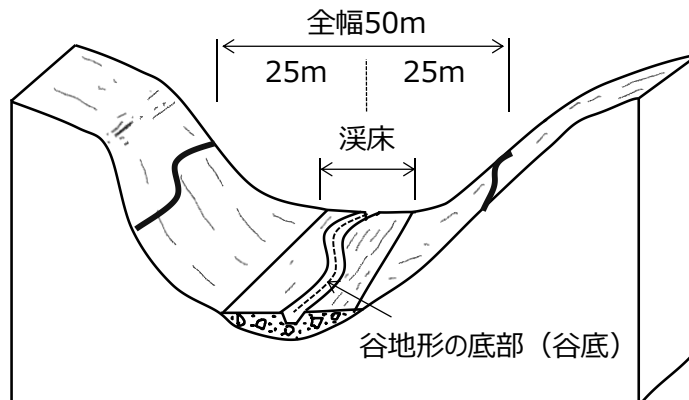


図2-3 溪流等の概念図

引用：盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方（国土交通省）R5.5

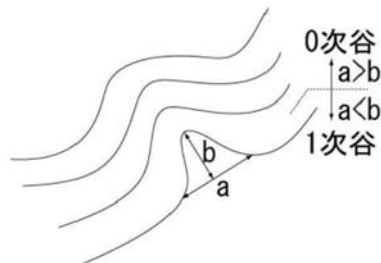


図2-4 0次谷

引用：河川砂防技術基準 調査編（国土交通省）R4.6

(※8-4) 谷出口は、谷地形が開けて、谷幅が広がる地点をいう。

(※9) 崖面崩壊防止施設の適用条件については、設計指針第6章を参照すること。

また、崖面崩壊防止施設は、擁壁の適用に問題がある場合擁壁に代えて設置するものであるため、「擁壁を適用する場合の問題点（地盤の変動又は地下水の侵入のおそれがある等、擁壁の機能及び性能の維持が困難な地盤条件）」を示す、①又は②の書類を添付すること。

①地盤の変動のおそれがあること（擁壁設置後に壁体に変状を生じる程度に変動のおそれがあること）を示す資料

- ・盛土又は切土計画箇所の基礎地盤の状況に関する地質調査結果及び解析検討結果（基礎地盤が軟弱であること又は支持層の分布が平面的・断面的に不規則であることが判断できる地質断面図等）

②地下水の侵入のおそれがあること（擁壁の水抜きで対処できない程度に侵入のおそれがあること）を示す資料

- ・盛土又は切土計画箇所を含む流域の平面図及び流量計算結果（集水地形が判断できる地形コンタ等の情報及び表流水や湧水の分布がわかる情報を記載したもの）
- ・盛土又は切土計画箇所の地下水位データ（盛土前又は切土後の地盤の高標高部や背面の地下水位が高いことがわかるボーリング調査データ等）

(※10) 「高低差の著しい箇所」とは、土地の高低差が最も著しい箇所のほか、申請書の「盛土又は切土の高さ」に記載した高さの箇所を含む（複数断面によることも可とする。）ものとする。

2. 1. 3. 変更許可申請書類（法第 16 条、法第 35 条）

（１）許可を受けた工事の変更許可申請書類

許可を受けた者は、宅地造成等に関する工事の計画を変更しようとするときは、変更許可申請書（正本 1 部、副本 2 部（※））を提出し、事前に知事等の許可を受けなければならない。（法第 16 条第 1 項又は法第 35 条第 1 項）

（※）副本の内訳は、申請者の控えとして 1 部、経由する市町村の控えとして 1 部である。なお、事務処理市においては、提出部数が異なる場合があるので、当該市に確認すること。

表 2－4 変更許可申請に必要な書類

区域	行為	提出書類	時期
宅地造成等工事規制 区域	宅地造成又は 特定盛土等	省令様式第 7 申請書（正本・副本） 省令第 7 条第 1 項各号で変更するもの	変更工事着手 前に許可を受 ける。
	土石の堆積	省令様式第 8 申請書（正本・副本） 省令第 7 条第 2 項各号で変更するもの	
	宅地造成又は 特定盛土等	細則様式第 7（正本） （工事主の変更の場合） 当該変更があったことを証する書類 （設計者の変更の場合） 許可に係る工事が法第 13 条第 2 項に規定する 工事に該当する場合は、変更後の設計者が同 項に規定する資格を有することを証する書類	遅延なく届出。
	土石の堆積		
特定盛土等規制区域	宅地造成又は 特定盛土等	省令様式第 7 申請書（正本・副本） 省令第 63 条第 1 項各号で変更するもの （省令第 7 条第 1 項第 1 号～11 号）	変更工事着手 前に許可を受 ける。
	土石の堆積	省令様式第 8 申請書（正本・副本） 省令第 63 条第 2 項各号で変更するもの （省令第 7 条第 2 項第 1 号～9 号）	
	宅地造成又は 特定盛土等	細則様式第 7（正本） （工事主の変更の場合） 当該変更があったことを証する書類 （設計者の変更の場合） 許可に係る工事が法第 13 条第 2 項に規定する 工事に該当する場合は、変更後の設計者が同 項に規定する資格を有することを証する書類	遅延なく届出。
	土石の堆積		

【変更許可申請書 記載上の注意事項】

- ①「設計者住所氏名」の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合においては、○印を付すこと。なお、新たに当該工事を含むこととなった場合には、資格を有することを証明するに足る資料をこの申請書に添付すること。
- ②「土地の所在地及び地番」、「土地の面積」、「工事の概要」の欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載（変更後は朱書記入）すること。

(2) 許可を受けた工事の軽微な変更の届出書類

許可を受けた者は、宅地造成等に関する工事について軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更の届出書（正本１部）を知事等に提出しなければならない。軽微な変更とは表２－５に示す変更内容である。（法第16条第２項又は法第35条第２項）

表２－５ 軽微な変更

行為	変更内容
宅地造成又は特定盛土等	工事主、設計者又は工事施行者の氏名、名称、住所の変更 工事着手予定年月日、工事完了予定年月日の変更
土石の堆積	工事主、設計者又は工事施行者の氏名、名称、住所の変更 工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう）の変更（変更後の予定期間が変更前の予定期間を超えないものに限る）

(※) 工事主の変更については、許可を受けた工事主の一般承継人である場合に限り、軽微な変更の対象とする。許可を受けた工事主から工事を施行する権原を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、変更許可を受けるものとする。なお、一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を指す。

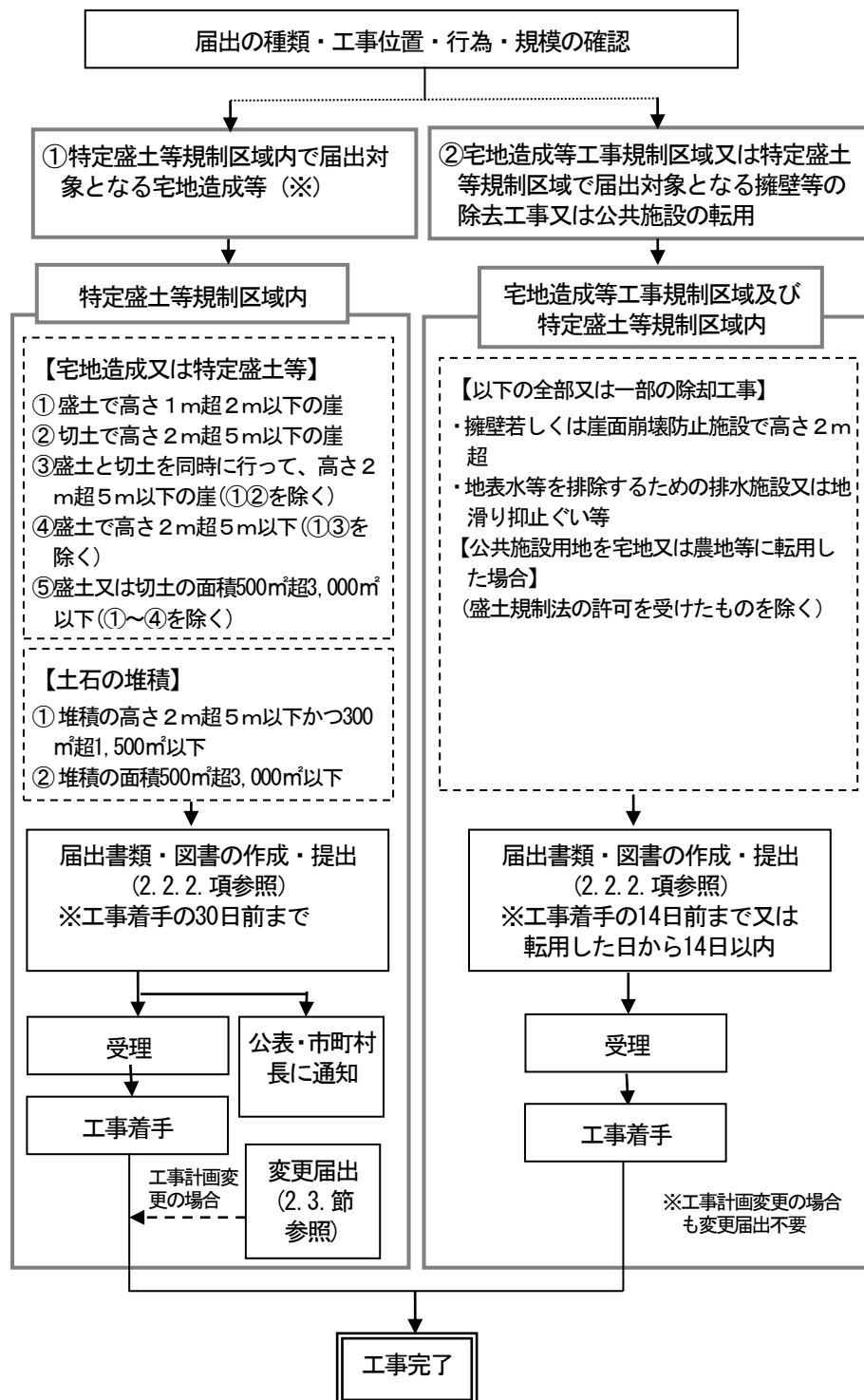
2. 2. 届出

2. 2. 1. 届出から工事完了までの流れ

届出が必要な工事とその手続のフローを図2－5に示す。

特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の工事主は、当該工事に着手する日の30日前までに、届け出ること（法第27条第1項）。

宅地造成等工事規制区域内、又は特定盛土等規制区域内において、擁壁等に関する工事（高さ2m超の擁壁もしくは崖面崩壊防止施設、地表水等の排水施設、地滑り抑止ぐい等の除却の工事）の工事主並びに公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、当該工事に着手する日の14日前まで又は転用した日から14日以内に、届け出ること（法第21条第3項又は第4項並びに法第40条第3項又は第4項）。



(※) 1.4.2. 項に示す工事に該当する場合は、届出ではなく許可が必要であり、当該許可を受けることで届出は不要となる。また、1.4.3. 項に示す工事に該当する場合は、許可不要の取扱いと同様に、届出も不要となる。

図2-5 届出手続きのフロー

2.2.2. 届出書類

盛土等に関する工事を行うため、2.2.1.項に示す届出の手続を行うときは、以下の注意事項を確認のうえ届出書類（正本1部、副本1部（※））を作成して、工事を行おうとする土地の市町村役場へ提出すること。

盛土等に関する工事の届出書に添付する書類は表2-6のとおりである。なお、盛土等以外の工事（擁壁の除却等）については、工事規模によらず届出書（省令様式第17又は18）のみの提出でよい（添付する書類はない）。

（※） 副本は、経由する市町村の控えである。ただし、事務処理市においては、提出部数が異なる場合があるので、当該市に確認すること。

表 2-6 届出に必要な書類

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※1）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
チェックリスト	—	本表の内容をチェックリストにしたもの 該当する全ての口をチェックをして提出。	○	○	巻末資料参照
届出書	—	工事主、工事の概要等を記載	○	○	（宅地造成、特定盛土等） 省令様式第19 （省令第58条第1項） （土石の堆積） 省令様式第20 （省令第58条第2項）
委任状	—	代理者の氏名、住所及び電話番号、委任する内容、委任者の氏名、住所及び電話番号	△	△	代理人が届出手続を行う場合 （参考様式）
土地の公図の写し	—	方位、縮尺、施行区域の境界（赤枠）	○	○	（細則第13条第1項）
工事主に関する書類	—	＜個人の場合＞ ・住民票又は個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ＜法人の場合＞ ・登記事項証明書 ・役員（※2）の住民票又は個人番号カード（表面のみ、番号を黒塗りしたもの）の写し	○	○	（省令第58条）

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
届出に係る土地及び その周辺の写真	—	・届出に係る土地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況（※３）を明らかにするもの ・撮影箇所及び方向がわかる図面（地形図との兼用可）を添付。 ・他法令の許可等に基づく工事の場合、その許可等の内容が記載されている看板の写真	○	○	（省令第58条）
土地の求積図	指定なし	届出に係る土地の求積に必要な寸法及び算式、盛土又は切土をする土地の部分又は土石の堆積を行う土地の部分の求積に必要な寸法及び算式	○	○	（細則第13条第1項）
土量計算書	—	盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量の計算書	○	○	（細則第13条第1項）
位置図	1／10,000 以上	届出に係る土地の位置（赤枠）、主要道路、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	○	○	
地形図 （現況図）	1／2,500 以上	方位、地形（等高線）、届出に係る土地の境界（赤枠）	○	○	・等高線は2mの標高差を示すもの。
土地の平面図	（宅地造成、特定盛土等） 1／2,500 以上	（宅地造成、特定盛土等） 方位、土地の境界線（赤枠）、盛土（緑色）又は切土（茶色）をする土地の部分の色別、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置、道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号、縦横断線の位置と記号、工区界、地形（等高線）、土地の地盤高及び面積	○	○	・現況地形線は細く、計画線は太く表示する。 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと。 （宅地造成、特定盛土等） ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
（続き） 土地の平面図	（土石の堆積） 1／500 以上	（土石の堆積） 方位、土地の境界線（赤枠）、勾配が 1／10を超える土地における堆積し た土石の崩壊を防止するための措置 を講ずる位置及び当該措置の内容、空 地の位置、柵その他これに類するもの を設置する位置、雨水その他の地表水 を有効に排除する措置を講ずる位置 及び当該措置の内容、堆積した土石の 崩壊に伴う土砂の流出を防止する措 置を講ずる位置及び当該措置の内容	○	○	（土石の堆積） ・空地、雨水そ の他の地表水 による堆積し た土石の崩壊 を防止するた めの措置及び 堆積した土石 の崩壊に伴う 土砂の流出を 防止する措置 については、 申請書と照合 できるように 番号を付する こと。
土地の断面図	（宅地造成、特 定盛土等） 1／2,500 以上 （土石の堆積） 1／500 以上	（宅地造成、特定盛土等） 盛土（緑色）又は切土（茶色）をする 前後の地盤面、擁壁、崖面崩壊防止施 設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアン カーその他の土留、崖の位置 （土石の堆積） 土石の堆積を行う土地の地盤面	○	○	高低差の著しい 箇所について作 成すること。
排水施設平面図	1／500 以上	排水区域の区域界（赤枠）、排水施設の 位置、種類、材料、形状、内のり寸法、 勾配、水の流れの方向、吐口の位置、 放流先の名称、排水施設の記号、集水 系統ブロック別の記号	○	×	
崖の断面図	1／50 以上	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類 が2以上であるときは、それぞれの土 質及びその地層の厚さ）、盛土又は切 土する前の地盤面並びに崖面の保護 の方法	○	×	・擁壁で覆われ る崖面につい ては、土質に 関する事項は 示すことを要 しない。
擁壁の断面図	1／50 以上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種 類及び寸法、裏込めコンクリートの寸 法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設 置する前後の地盤面、基礎地盤の土 質、水抜穴の寸法とその間隔、基礎ぐ いの位置、材料及び寸法	○	△	（土石の堆積） 堆積した土石の 崩壊に伴う土砂 の流出を防止す る措置等として 設置する場合
擁壁の背面図 （擁壁の展開図）	1／50 以上	擁壁の高さ、水抜穴の位置及び材料並 びに内径、透水層の位置及び寸法、前 面及び背面の地盤線、根入れ深さ	○	×	練積造擁壁の場 合は擁壁の展開 図とする。

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成 又は特定 盛土等	土石の 堆積	
崖面崩壊防止施設の 断面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、水抜穴の寸法とその間隔、基礎ぐいの位置、材料及び寸法	○	×	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
崖面崩壊防止施設の 背面図	1/50 以上	崖面崩壊防止施設の高さ、水抜穴の位置及び材料並びに内径、透水層の位置及び寸法、前面及び背面の地盤線、根入れ深さ	○	×	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

（※１）各記号の意味は以下のとおり。

○：必要 ×：不要 △：備考に該当する場合は必要

（※２）「役員」とは、原則、会社法に基づく会社にあつては「取締役」、その他の法人にあつては「理事」として、法人の登記事項証明書に記載された全員を指すものとする。

（※３）写真は、撮影可能な範囲で、以下の状況がわかるものを添付すること。

①土地の全景（複数枚に分けて撮影したものも可。）

②土地の利用状況（空地、住宅地、原野等の用途がわかるもの。）

③土地の高低差（接する道路又は隣地等との高低差を含む。）及び既存の擁壁等の構造物の状況（種類、形状及び高さ等がわかるもの。）

2. 2. 3. 届出した工事の変更届出書類

2.2.1.項に示す届出のうち、特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について届出をした者は、その工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する30日前までに、変更届出書（正本1部、副本1部（※））を知事等に提出しなければならない。（法第28条第1項）

なお、擁壁等に関する工事又は公共施設用地の転用の届出については、その内容に変更があったとしても、変更届出書の提出は不要である（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域のいずれも同じ）。

（※）副本は、経由する市町村の控えである。ただし、事務処理市においては、提出部数が異なる場合があるので、当該市に確認すること。

表 2－7 変更届出に必要な書類

区域	行為	提出書類	時期
特定盛土等規制区域	宅地造成又は 特定盛土等	省令様式第21届出書 省令第58条第1項各号で変更するもの	変更工事着手 の30日前まで
	土石の堆積	省令様式第22届出書 省令第58条第2項各号で変更するもの	
宅地造成等工事規制区域 及び特定盛土等規制区域	擁壁等に関する 工事	変更届出不要	—
	公共施設用地の 転用		

2. 3. 許可申請手数料

許可申請をしようとするときは、許可申請書に表 2－8 又は表 2－9 に掲げる額（※）の愛知県収入証紙を貼付すること（消印したものは無効）。なお、条例の改正に応じて金額は変わることがあるため、窓口にて確認すること。

（※）事務処理市においては、額が異なる場合があるので、当該市に確認すること。

表 2－8 許可申請手数料（宅地造成又は特定盛土等） 1 件につき

盛土又は切土をする土地の面積（㎡）		手数料の額（円）
500 以内のもの		17,000
500 を超え	1,000 以内のもの	28,000
1,000 を超え	2,000 以内のもの	40,000
2,000 を超え	3,000 以内のもの	58,000
3,000 を超え	5,000 以内のもの	69,000
5,000 を超え	10,000 以内のもの	94,000
10,000 を超え	20,000 以内のもの	149,000
20,000 を超え	40,000 以内のもの	226,000
40,000 を超え	70,000 以内のもの	360,000
70,000 を超え	100,000 以内のもの	510,000
100,000 を超えるもの		660,000

変更にかかる手数料は、下記に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が660,000円を超えるときは、660,000円を限度とする。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る設計の変更
盛土又は切土をする土地の面積に応じ表 2－8 に規定する額の 1／10
- (2) 盛土又は切土をする土地の追加に係る設計の変更
追加される盛土又は切土をする土地の面積に応じ表 2－8 に規定する額
- (3) その他の変更 12,000円

表 2－9 許可申請手数料（土石の堆積）

1 件につき

土石の堆積をする土地の面積（㎡）		手数料の額（円）
500 以内のもの		12,000
500 を超え	1,000 以内のもの	14,000
1,000 を超え	2,000 以内のもの	17,000
2,000 を超え	3,000 以内のもの	20,000
3,000 を超え	5,000 以内のもの	29,000
5,000 を超え	10,000 以内のもの	32,000
10,000 を超え	20,000 以内のもの	39,000
20,000 を超え	40,000 以内のもの	53,000
40,000 を超え	70,000 以内のもの	74,000
70,000 を超え	100,000 以内のもの	102,000
100,000 を超えるもの		132,000

変更にかかる手数料は、下記に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が132,000円を超えるときは、132,000円を限度とする。

- (1) 土石の堆積に関する工事に係る設計の変更

土石の堆積をする土地の面積に応じ表 2－9 に規定する額の 1／10

- (2) 土石の堆積をする土地の追加に係る設計の変更

追加される土石の堆積をする土地の面積に応じ表 2－9 に規定する額

- (3) その他の変更 12,000円

また、許可申請に係る工事が中間検査の対象工事である場合は、中間検査申請手数料が別途必要となる。中間検査申請書に表 2－10 に掲げる額（※）の愛知県収入証紙を貼付すること（消印したものは無効）。なお、中間検査の対象工事については、1.7.1.項を参照すること。

（※）事務処理市においては、額が異なる場合があるので、当該市に確認すること。

表 2－10 中間検査申請手数料（宅地造成又は特定盛土等）

1 件につき

盛土又は切土をする土地の面積（㎡）		手数料の額（円）
2,000 以内のもの		4,000
2,000 を超え	3,000 以内のもの	5,000
3,000 を超え	20,000 以内のもの	7,000
20,000 を超え	40,000 以内のもの	11,000
40,000 を超え	70,000 以内のもの	19,000
70,000 を超え	100,000 以内のもの	31,000
100,000 を超えるもの		44,000

2. 4. 審査担当窓口等

(1) 書類の提出先及び審査担当

許可申請等に関する提出書類は、事務処理市において審査する場合を除き、市町村役場を経由して県に提出しなければならない（2.6.節に示す手を除く。）。

提出窓口及び審査担当は表 2-11のとおりである。なお、許可申請等の手続に関する問い合わせは、「審査担当」へ行うこと。

表 2-11 提出窓口及び審査担当

管轄	提出窓口			審査担当	
	市町村名	部署名	電話番号	機関・部署名	電話番号
愛知県知事	津島市	まちづくり推進部都市計画課	0567-55-9627	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 盛土対策室	052-954-6119
	蒲郡市	都市開発部都市計画課	0533-66-1142		
	常滑市	建設部都市計画課	0569-47-6123		
	江南市	都市整備部建築課	0587-54-1111		
	新城市	建設部土木課	0536-23-7638		
	知多市	都市整備部都市計画課	0562-36-2669		
	尾張旭市	都市整備部都市計画課	0561-76-8158		
	高浜市	都市政策部都市計画グループ	0566-95-9534		
	岩倉市	建設部都市整備課	0587-38-5814		
	豊明市	経済建設部都市計画課	0562-92-1114		
	日進市	都市産業部都市計画課	0561-73-2049		
	愛西市	産業建設部都市計画課	0567-55-7126		
	清須市	建設部都市計画課	052-400-2911		
	北名古屋	建設部施設管理課	0568-22-1111		
	弥富市	建設部都市整備課	0567-65-1111		
	みよし市	都市建設部都市計画課	0561-32-8021		
	あま市	建設産業部都市計画課	052-441-7112		
	長久手市	建設部都市計画課	0561-56-0622		
	東郷町	まち整備部都市計画課	0561-56-0747		
	豊山町	産業建設部まちづくり推進課	0568-28-0944		
	大口町	まちづくり部まちづくり推進課	0587-95-1614		
	扶桑町	産業建設部都市政策課	0587-92-4120		
	大治町	建設部都市整備課	052-444-2711		
	蟹江町	産業建設部まちづくり推進課	0567-95-1111		
	飛島村	開発部建設課	0567-97-3464		
	阿久比町	建設経済部まちづくり推進課	0569-48-1111		
	東浦町	まちづくり部建築施設課	0562-83-3111		
	南知多町	建設経済部まちなみ環境課	0569-65-0711		
	美浜町	産業建設部都市整備課	0569-82-1111		
	武豊町	建設部都市計画課	0569-72-1111		
	幸田町	建設部都市整備課	0564-63-5124		
	設楽町	建設課	0536-62-0528		
	東栄町	建設課	0536-76-1813		
	豊根村	産業課	0536-85-1314		

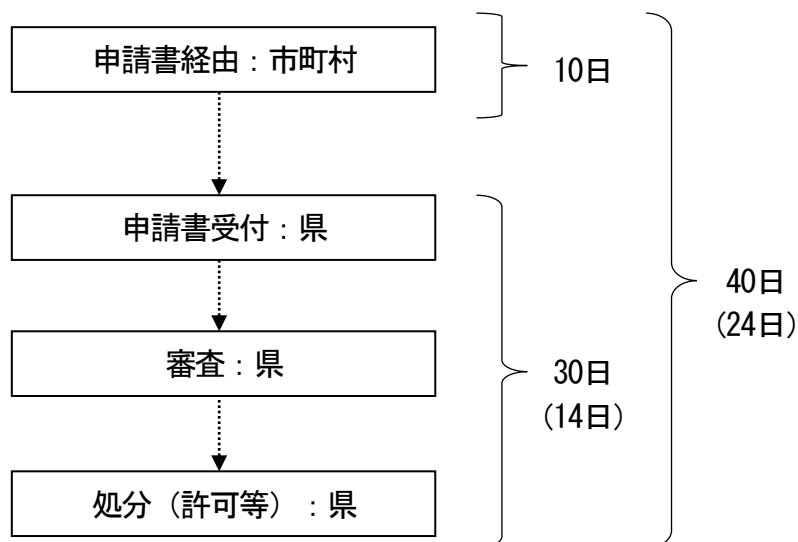
管轄	提出窓口			審査担当	
	市町村名	部署名	電話番号	機関・部署名	電話番号
各市長	瀬戸市	都市整備部都市計画課	0561-88-2686	同左	
	半田市	建設部建築課	0569-84-0671	同左	
	春日井市	まちづくり推進部建築指導課	0568-85-6326	同左	
	豊川市	建設部建築課	0533-89-2318	同左	
	碧南市	建設部建築課	0566-95-9907	同左	
	刈谷市	建設部建築課	0566-62-1021	同左	
	安城市	建設部建築課	0566-71-2241	同左	
	西尾市	都市整備部建築課	0563-65-2148	同左	
	犬山市	都市整備部都市計画課	0568-44-0331	同左	
	小牧市	建設部建築課	0568-76-1194	同左	
	稲沢市	まちづくり部建築課	0587-32-1409	同左	
	東海市	都市建設部建築住宅課	052-613-7814	同左	
	大府市	都市整備部都市政策課	0562-45-6314	同左	
	知立市	都市整備部都市計画課	0566-95-0129	同左	
	田原市	都市建設部建築課	0531-27-8606	同左	

(※) 政令市及び中核市の窓口については、当該市に確認すること。

(2) 標準処理期間

標準処理期間とは、申請書の受付から当該申請に対する処分までに要する標準的な期間であり、図2-6のとおりである。

※()内は土石の堆積に関する許可の期間



※標準処理期間には、書類の不備の是正を求めるための補正に要する期間や、審査のために必要な資料等の提供を求める場合、その応答があるまでの期間を含まない。

※標準処理期間の日数は、開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含まない。

※標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もある。

図2-6 標準処理期間

2. 5. 国又は都道府県等の特例（法第 15 条第 1 項）

国又は都道府県、指定都市、中核市若しくは事務処理市（以下「国等」という。）が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる。協議の流れ及び必要な書類は、原則として許可申請と同様である。

なお、独立行政法人等の機関が国等とみなされるためには、個別法（各機関の設置法）において、当該機関を盛土規制法第15条第 1 項及び第34条第 1 項の規定について国等とみなすことが規定されている必要がある。

2. 6. 適合証明書の交付（省令第 88 条）

建築基準法に基づく確認済証又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく認定を受けようとする場合、その計画が盛土規制法の規定に適合していることを証する書面（以下「適合証明書」という。）の交付を求めることができる。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合（政令又は省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象とならない（※）。また、許可が必要な場合には、許可証の写しで足りることから、通常、発行は不要である。

適合証明書の交付申請書（正本 1 部、副本 1 部）は、次の書類を添付し、県庁都市計画課盛土対策室へ直接提出すること（市町村役場を経由しない）。

- （1）建築基準法に基づく確認済証を受けようとする場合
 - ① 同法による建築計画概要書の写し、確認申請書の写し又は築造計画概要書の写し
 - ② 政令又は省令の条項に応じて表 2-12 に示す書類
- （2）畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく認定を受けようとする場合
 - ① 同法による申請書の写し並びに付近見取図及び配置図
 - ② 政令又は省令の条項に応じて表 2-12 に示す書類

（※）政令に定める規模以下のため、盛土規制法に基づく許可が不要であることについて、各種法令に基づく許認可等の手続において説明等が必要な場合には、適宜、許可要否の判定チェックシート（巻末資料参照）の活用を検討のこと。

表 2-12 適合証明書の交付対象及び添付書類

政令第5条関係（※1）		
関係条項		添付書類
一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係）		左記各号に定める工事に該当することを証する書類（各法令に基づく許可証等）
省令第8条関係（※1）		
関係条項		添付書類
一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壤汚染対策法関係） 六号（放射性物質汚染対策特別措置法関係） 七号（森林作業道等を整備する工事）		左記各号に定める工事に該当することを証する書類（各法令に基づく許可証等）
九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下かつ面積500㎡超で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの）		左記各号に該当することを証する以下の書類（※2） ①現況写真 ②位置図 ③土地の求積図（実測図） ④地形図（現況図） ⑤土地の平面図 ⑥土地の断面図
十号イ（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの）		
十号ロ（土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの）		
十号ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）		左記に該当することを証する以下の書類 ①現況写真 ②位置図 ③地形図（現況図） ④工事施工計画書その他の本体工事の現場と土石の堆積を行う土地との位置関係及び管理体制がわかる書類

（※1）上記以外の単に工事が宅地造成等の定義から外れるために盛土規制法の対象外となるような場合には、適合証明書の交付対象とならない。

（※2）2.1.2.項の表2-1の内容に準じて作成すること。

2. 7. 他の法令との関連

- (1) 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した宅地造成等に関する工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされる。(法第15条第2項及び法第34条第2項) この場合の工事について、都市計画法第36条第2項の規定により交付された検査済証は、盛土規制法の規定により交付された検査済証とみなされる。(法第17条第3項及び法第36条第3項)
- (2) 盛土規制法により許可を受けなければならない場合の擁壁の設置については、建築基準法による工作物の確認申請は免除される。(建築基準法第88条第4項)
- (3) 上記事項以外は、盛土規制法に他の法令との関連は定められていないので、他の法令に基づく許可、届出、承認等の手続が必要であるかどうかを、あらかじめ調査して、必要があれば、別途、他の法令に基づく手続を行うこと。

関係法令を以下に例示するので、参考とすること。

- ア. 農地法に基づく転用許可、転用届
- イ. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内における開発行為の許可
- ウ. 森林法に基づく林地開発許可
- エ. 自然環境保全法及び関係条例に基づく許可、届出
- オ. 自然公園法及び関係条例に基づく許可、届出
- カ. 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく大規模行為の届出
- キ. 砂防法及び関係条例に基づく行為許可
- ク. 道路法に基づく承認、占用許可
- ケ. 河川法に基づく占用許可、行為許可
- コ. 国有財産法及び関係規則に基づく使用許可、協議
- サ. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可 等

2. 8. 留意事項

2. 8. 1. 工事着手時の留意事項

- (1) 許可証の交付 (法第14条)

知事等は、申請内容を審査して法令に定められた技術的基準に適合している場合に限り許可証を交付する。

なお、許可を受けた後でなければ工事に着手することができないので注意すること。

- (2) 標識の掲示 (法第49条)

工事着手にあたり、工事の場所の見やすい箇所に許可又は届出済標識を設置しなければならない。標識の大きさ及び表示事項は図2-7、2-8のとおりである。

90cm以上					
70cm以上	{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 }			済標識	
	1	工事主の住所氏名		見取図	
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル
	切土		立方メートル		
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者名及び連絡先			
12	許可又は届出担当の県（市）部局名称及び連絡先				
50cm以上					

[注意]

1. 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
2. 2、3、9、及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入すること。

図 2 - 7 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90cm以上

70cm以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者名及び連絡先		
12	許可又は届出担当の県（市）部局名称及び連絡先		

50cm以上

[注意]

1. 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
2. 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入すること。

図 2－8 土石の堆積に関する工事の標識

2. 8. 2. 工事中の留意事項

(1) 工事記録写真

工事が次の工程に達したときは、工事写真を撮影して工程の順に整理し、適宜抜粋して中間検査並びに完了検査又は確認の申請書に添付すること（1.7.1.項及び1.7.3.項参照）。当該申請書に添付しなかった写真については、検査員の求めに応じて、現地での確認又は追加の提出ができるようにしておくこと。

【宅地造成又は特定盛土等の場合】

- ア. 工事着手前（全景）
- イ. 丁張及び床堀（根入れ深さが判読できるもの）
- ウ. 地盤改良（材料及び寸法の管理状況がわかるもの）
- エ. 地下水排除工（暗渠排水管）等の排水施設の設置（材料及び寸法が判読できるもの）
- オ. 擁壁等の構造物の基礎、配筋、型枠組立、コンクリート打設（規格及び寸法が判読できるもの）
- カ. 埋戻し（擁壁等の構造物の出来形寸法が判読できるもの）
- キ. 盛土（段切りの寸法（15°以上の傾斜地盤条に盛土を行う場合に限る。）及び土の締固めの巻出し厚（概ね30cm以下）が判読できるもの）
- ク. その他、完了後に隠ぺい部となる部分の工程（完了検査で目視できなくなるもの）
- ケ. 工事完了後（全景）

【土石の堆積の場合】

- ア. 工事着手前（全景）
- イ. 地盤改良（材料及び寸法の管理状況がわかるもの）
- ウ. 柵及び関係者以外の立入りを禁止する旨の表示の設置
- エ. 側溝等の地表水を排除するために必要な措置
- オ. 土石の堆積（最大の高さ及び周囲に設けた空地の寸法が判読できるもの）
- カ. その他、土砂の流出を防止するために講ずる措置
- キ. 工事完了後（全景）

(2) 工程の報告（細則第10条・19条）

工事が次の工程に達する3日前までに、工程報告書（細則様式第12）に表2-13に示す書類を添付して、知事等に報告しなければならない。これらの報告があったとき、知事等は必要に応じて検査し、種々の指示をする場合がある。

- ア. 練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき。
- イ. 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき。
- ウ. 無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型枠を完了するとき。
- エ. 政令第23条第1項各号に掲げる規模（中間検査の対象規模）未満の宅地造成又は特定盛土等に関する工事をする場合において、暗渠（地下水排除工）を設置するとき。

表 2-13 工程報告書に添付する書類

工程		添付する書類
ア.	練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき。	・基礎地盤が所定の支持力を有していることを示す書類 ・基礎コンクリートの出来形寸法が設計内容と整合していることを撮影した写真（鉄筋コンクリートの場合、配筋状況についてもイ. に準じて撮影すること）
イ.	鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき（※）。	・基礎地盤が所定の支持力を有していることを示す書類 ・鉄筋の種類、径、間隔及びかぶり厚さが設計内容と整合していることを撮影した写真
ウ.	無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型枠を完了するとき。	・基礎地盤が所定の支持力を有していることを示す書類 ・型枠の各部寸法を撮影した写真（コンクリート打設後に所定の出来形寸法が確保されることがわかるもの）
エ.	政令第23条第1項各号に掲げる規模（中間検査の対象規模）未満の宅地造成又は特定盛土等に関する工事をする場合において、暗渠（地下水排除工）を設置するとき。	・暗渠排水管の設置状況を撮影した写真（排水管の種類、位置、接合部の処理状況、管径、勾配がわかるもの） ・基盤排水層の設置状況を撮影した写真（排水層の位置、厚さがわかるもの）

（※）「配筋を完了するとき」とは、底版及び壁のすべての配筋を完了するときをいうものとする。

（３） 中間検査（法第18条・37条）及び定期報告（法第19条・38条）

工事が中間検査及び定期報告の対象規模に該当する場合は、適切な時期に、これらの手続を行う必要がある。規模及び時期等の詳細については、1.7.節を参照の上、検査の申請に先立ち、審査担当（表 2-11参照）と日程調整を行うこと。

（４） 緊急措置（細則第11条・20条）

工事により災害が発生し、又は他に危害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに必要な措置をとり、その結果を書面により知事等に届け出なければならない。

なお、緊急措置をとった結果、許可を受けた工事の計画の変更を必要とする場合は、別途、計画変更の許可等の手続をとらなければならない。

（５） 工事の取りやめ（細則第12条・21条）

許可を受けた工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（細則様式第13）により知事等に届け出なければならない。

2. 8. 3. 工事完了時の留意事項

（１） 工事完了検査等（法第13条）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したときは完了検査申請書を、土石の堆積に関する工事が完了したときは確認申請書を知事等に提出して、検査又は確認を受けなければならない。検査又は確認の申請に先立ち、審査担当（表 2-11参照）と日程調整を行うこと。検査又は確認の結果、工事が技術的基準に適合していない場合や、許可どおりの工事をしていないときは、宅地の使用禁止や、工事のやり直し（補正）等の勧告、命令をする場合がある。

（２） その他

造成工事が完了するまでは、原則として宅地としての使用が禁止される。造成工事が長期間にわたる大規模団地造成等の場合は、あらかじめ工区を分けて許可申請を行った上で、工区毎に完成させ、その部分だけについて完了検査を受けることができる。この場合、原則として工区が道路等により明確に区分され、排水施設が工区をまたぐことなく計画されている（排水施設の下流側の工区が先に完了する場合を除く。）必要がある。

2.9. 手続の一覧

表 2-14に、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積の工事に関する手続の一覧を改めて示す。

表 2-14 手続の一覧

手続の種類			手引の該当箇所	根拠法令等	様式	
許可申請・届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	2.1.1. 項 2.1.2. 項	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	省令様式第 2（省令第 7 条第 1 項又は第 63 条第 1 項）	
		土石の堆積に関する工事の許可		法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項	省令様式第 4（省令第 7 条第 2 項又は第 63 条第 2 項）	
		特定盛土等に関する工事の届出（※）	2.2.1. 項 2.2.2. 項	法第 27 条第 1 項	省令様式第 19（省令第 58 条第 1 項）	
		土石の堆積に関する工事の届出（※）		法第 27 条第 1 項	省令様式第 20（省令第 58 条第 2 項）	
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	2.1.3. 項	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	省令様式第 7（省令第 37 条第 1 項又は第 67 条第 1 項）	
		土石の堆積に関する工事の変更許可		法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項	省令様式第 8（省令第 37 条第 2 項又は第 67 条第 2 項）	
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出		法第 16 条第 2 項	細則様式第 7	
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出（※）		法第 35 条第 2 項		
		特定盛土等に関する工事の変更届出（※）	2.2.3. 項	法第 28 条第 1 項	省令様式第 21（省令第 61 条第 1 項）	
		土石の堆積に関する工事の変更届出（※）		法第 28 条第 1 項	省令様式第 22（省令第 61 条第 2 項）	
	標識の掲示		標識の掲示	2.8.1. 項	法第 49 条	省令様式第 23 又は第 24（省令第 87 条第 1 項又は第 2 項）
	工事等の届出	擁壁等に関する工事の届出 （高さ 2m 超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）		2.2.1. 項	法第 21 条第 3 項 法第 40 条第 3 項	省令様式第 17（省令第 55 条又は第 85 条）
公共施設用地の転用の届出 （公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）		法第 21 条第 4 項 法第 40 条第 4 項	省令様式第 18（省令第 56 条又は第 86 条）			
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査		1.7.1. 項	法第 18 条第 1 項 法第 37 条第 1 項	省令様式第 13（省令第 46 条又は第 76 条）	
定期報告	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告		1.7.2. 項	法第 19 条第 1 項 法第 38 条第 1 項	細則様式第 10	
工程報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の工程報告		2.8.2. 項	細則第 10 条 細則第 19 条	細則様式第 12	
工事の中止	工事取りやめ届			細則第 12 条 細則第 21 条	細則様式第 13	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査		1.7.3. 項	法第 17 条第 1 項 法第 36 条第 1 項	別記様式第 9（省令第 40 条又は第 70 条）	
	土石の堆積に関する工事の確認			法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	別記様式第 11（省令第 43 条又は第 73 条）	

（※）：特定盛土等規制区域内の手続

2. 1 0. 巻末資料

2. 1 0. 1. 許可申請書 記入例

- ・ 宅地造成又は特定盛土等
- ・ 土石の堆積

2. 1 0. 2. 添付書類一覧表 (チェックリスト)

- ・ 【許可申請書】添付書類一覧表 (チェックリスト) (宅地造成又は特定盛土等)
- ・ 【許可申請書】添付書類一覧表 (チェックリスト) (土石の堆積)
- ・ 【届出書】添付書類一覧表 (チェックリスト) (宅地造成又は特定盛土等)
- ・ 【届出書】添付書類一覧表 (チェックリスト) (土石の堆積)

2. 1 0. 3. 申請様式一覧

- ・ 国様式
- ・ 県様式
- ・ 参考様式

2. 1 0. 4. 許可要否の判定チェックシート

2.10.1. 許可申請書 記入例

【宅地造成又は特定盛土等】

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書				
宅地造成及び特定盛土等規制法			※手数料欄	
第12条第1項 第30条第1項 の規定により、許可を申請します。				
○○年 ○月 ○○日 愛知県知事 殿 申請者 氏名 ○○ ○○				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	愛知県○○市○丁目○○ ○○株式会社 ○○ ○○ (○○県○○市○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○)		
2	設計者住所氏名	○○県○○市○丁目○○ 株式会社△△ △△ △△		
3	工事施行者住所氏名	○○県○○市○丁目○○ 株式会社◇◇ ◇◇ ◇◇		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	○○市○○町1番1始め12筆 (緯度:○○度○○分○○秒、経度:○○度○○分○○秒)		
5	土地の面積	567.89 平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況	農地		
7	工事完了後の土地利用	宅地(住宅建築あり)		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無		
10 工事概要	イ 盛土又は切土の高さ	2.15 メートル		
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	567.89 平方メートル		
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	456.78 立方メートル	
		切土	5.0 立方メートル	
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ メートル
		延長 メートル		
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ メートル
		延長 メートル		
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法
		1	L型側溝	30センチ
2		集水桝	30センチ	
ト 崖面の保護の方法	コンクリート造の擁壁で保護			
チ 崖面以外の地表面の保護の方法	崖とは反対方向に排水勾配を設定			
リ 工事中の危害防止のための措置	・工事区域内にバリケード設置 ・工事車両について、ガードマンを配置し交通整理			
ヌ その他の措置	なし			
ル 工事着手予定年月日	○○年 ○月 ○○日			
ヲ 工事完了予定年月日	○○年 ○月 ○○日			
ワ 工程の概要	土工→擁壁工→排水工→雑工→整地			
11	その他の必要な事項	農地法第5条第1項許可申請中, 砂防指定地内行為許可申請中		
※受付欄		※決裁欄		※許可に当たって付した条件
※許可番号欄		※許可番号欄		※許可番号欄
年 月 日		年 月 日		年 月 日
第 号		第 号		第 号
係員氏名		係員氏名		係員氏名

※原則として、申請者と同じ者

※資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付し、資格を有することを証する書類を申請書に添付。

※工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載。地方公共団体が行う工事等で工事施行者が未定の場合は、決定してから工事着手前に、「工事施行者の能力に関する申告書」を添えて届け出ること。工事施行者に必要な能力がないと判断された場合は、許可が取り消される場合もあるので注意すること。

※申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載。記載欄にすべて記載できない場合は、代表地番を記載の上「始め○筆」又は「他○筆」とし、別紙にすべて記載すること。代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを記載。

※「4」の欄の土地の総面積を、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記入。申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載。

※宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入。

※宅地、農地等のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入。

※次の分類から選択(複数選択可)。
(ア) 平地盛土: 勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
(イ) 腹付け盛土: 勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
(ウ) 谷埋め盛土: 谷や沢を埋め立てて行う盛土

※「溪流等」として定める土地は次に該当するもの

※「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲

※「5」の欄の面積のうち、実際に盛土又は切土をしようとする部分の面積を記入。この面積によって、申請手数料の額が定まる。

※図面対照番号(構造図)を記入。

※宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入。

4 土地の所在地及び地番 別紙

(土地の一覧)

〇〇市〇〇町 1 番 1
〇〇市〇〇町 1 番 2
〇〇市〇〇町 1 番 3
〇〇市〇〇町 2 番 1
〇〇市〇〇町 2 番 2 の一部
〇〇市〇〇町 3 番
〇〇市〇〇町 4 番 1
〇〇市△△町 1 番 1
〇〇市△△町 1 番 2
〇〇市△△町 2 番
〇〇市◇◇町 1 番の一部
〇〇市◇◇町 2 番の一部

計 12 筆

10 工事の概要（擁壁） 別紙

番号	種別	高さ	延長	備考
8-(1)	1号ブロック積擁壁	1.45m	14.48m	
8-(1-2-1)	2号ブロック積擁壁(1)	0.75m~5.75m	12.71m	
8-(1-2-2)	2号ブロック積擁壁(2)	0.00m~5.75m	26.87m	
			54.06m	
8-(2-1)	1号小口止工	2.18m	0.30m	
8-(2-2)	2号小口止工	1.81m	0.61m	
			0.91m	
8-(3-1)	1号重力式擁壁	0.37m~0.80m	2.48m	
8-(3-2)	2号重力式擁壁	1.40m	2.23m	
			4.71m	
8-(4-1)	1号プレキャストL型擁壁	1.75m	14.07m	
8-(4-2-1)	2号プレキャストL型擁壁(1)	0.75m	2.01m	
8-(4-2-2)	2号プレキャストL型擁壁(2)	1.00m	2.01m	
8-(4-2-3)	2号プレキャストL型擁壁(3)	1.45m	2.01m	
8-(4-2-4)	2号プレキャストL型擁壁(4)	1.75m	1.01m	
8-(4-3)	3号プレキャストL型擁壁	2.75m	4.02m	
8-(4-4)	4号プレキャストL型擁壁	2.75m	3.82m	
8-(4-5-1)	5号プレキャストL型擁壁(1)	2.45m	10.05m	
8-(4-5-2)	5号プレキャストL型擁壁(2)	1.95m	2.01m	
8-(4-5-3)	5号プレキャストL型擁壁(3)	1.45m	2.01m	
8-(4-5-4)	5号プレキャストL型擁壁(4)	0.95m	1.02m	
8-(4-6-1)	6号プレキャストL型擁壁(1)	0.95m	2.01m	
8-(4-6-2)	6号プレキャストL型擁壁(2)	1.50m	2.01m	
8-(4-7)	7号プレキャストL型擁壁	3.50m	6.03m	
8-(4-8)	8号プレキャストL型擁壁	2.85m	6.03m	
			60.12m	
8-(5-1)	1号場所打L型擁壁	0.51m~1.90m	8.06m	
8-(5-2)	2号場所打L型擁壁	2.90m	8.15m	
8-(5-3-1)	3号場所打L型擁壁(1)	0.52m~1.90m	4.76m	
8-(5-3-2)	3号場所打L型擁壁(2)	1.90m	3.80m	
8-(5-4)	4号場所打L型擁壁	3.70m	10.06m	
8-(5-5)	5号場所打L型擁壁	3.30m	3.19m	
8-(5-6)	6号場所打L型擁壁	3.10m	3.15m	
8-(5-7)	7号場所打L型擁壁	2.70m	3.38m	
8-(5-8)	8号場所打L型擁壁	1.90m	3.30m	
			47.85m	

【土石の堆積】

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書		※手数料欄								
宅地造成及び特定盛土等規制法 第12条第1項 第30条第1項 の規定により、許可を申請します。 ○○年 ○月 ○○日 愛知県知事 殿 申請者 氏名 ○○ ○○										
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	愛知県○○市○丁目○○ ○○株式会社 ○○ ○○									
2 設計者住所氏名	(○○県○○市○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○)									
3 工事施行者住所氏名	○○県○○市○丁目○○ 株式会社△△ △△ △△									
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	○○市○○町1番、2番、3番1、3番2 (緯度：○○度○○分○○.○秒 、経度：○○度○○分○○.○秒)									
5 土地の面積	4,500.00									
6 工事の目的	○○の造成工事における発生土の一時仮置き									
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	6.50 メートル								
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	4,000.00 平方メートル								
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	20,000.00 立方メートル								
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	1/12								
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	該当しない								
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	なし								
	ト 空地の設置	<table border="1"> <tr> <th>番号</th> <th>空地の幅</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>15.00 メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	番号	空地の幅	1	15.00 メートル				
	番号	空地の幅								
	1	15.00 メートル								
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	U字側溝 (内法寸法 30 センチ)									
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	なし									
ヌ 工事中の危害防止のための措置	・工事区域内に柵及び排水溝を設置 ・工事車両について、ガードマンを配置し交通整理									
ル その他の措置	なし									
ヲ 工事着手予定年月日	○○年 ○月 ○○日									
ワ 工事完了予定年月日	○○年 ○月 ○○日									
カ 工程の概要	柵工→排水工→土石の堆積→除却・整地									
8 その他必要な事項	特になし									
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件								
年 月 日										
第 号										
係員氏名										
	※許可番号欄									
	年 月 日									
	第 号									
	係員氏名									

※原則として、申請者と同じ者

※資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付し、資格を有することを証する書類を申請書に添付。

※工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載。地方公共団体が行う工事等で工事施行者が未定の場合は、決定してから工事着手前に、「工事施行者の能力に関する申告書」を添えて届け出ること。工事施行者に必要な能力がないと判断された場合は、許可が取り消される場合もあるので注意すること。

※申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載。記載欄にすべて記載できない場合は、代表地番を記載の上「始め○筆」又は「他○筆」とし、別紙にすべて記載すること。代表地点の緯度経度は、申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを記載。

※「4」の欄の土地の総面積を、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記入。

※「5」の欄の面積のうち、実際に土石の堆積をしようとする部分の面積を記入。この面積によって、申請手数料の額が定まる。

※図面対照番号（構造図）を記入、

※土石の堆積に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入、

2.10.2. 添付書類一覧表（チェックリスト）

【許可申請書】添付書類一覧表（チェックリスト）（宅地造成又は特定盛土等）

書類の名称	縮尺	内容等	備考
☐ 本チェックリスト	—	☐ 該当する全ての ☐ にチェックをして提出	
☐ 許可申請書	—		☐ 【省令様式第2】
☐ 設計資格に関する申告書	—	☐ 設計資格を証明する書類を添付（手引1.6.(3)参照）	☐ 【細則様式第1】 ※以下のいずれかに該当する場合 ①高さが5mを超える擁壁の設置の場合 ②盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置の場合
☐ 委任状	—	☐ 代理者の氏名、住所及び電話番号、委任する内容、委任者の氏名、住所及び電話番号	（参考様式） ※代理人が申請手続を行う場合
☐ 土地の公図の写し	—	☐ 方位、 ☐ 縮尺、 ☐ 施行区域の境界（赤枠）	
☐ 土地の登記事項証明書	—		☐ 申請日から3か月以内のもの
☐ 工事主の資力・信用に関する申告書	—		☐ 【細則様式第3】
		個人の場合、以下の書類を添付 ☐ 資金計画書 ☐ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書 ☐ 住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り） ☐ 直前3年の所得税の納税証明書	☐ 【省令様式第3】（参考様式） ☐ 完納を確認できるもの
		法人の場合、以下の書類を添付 ☐ 資金計画書 ☐ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書 ☐ 法人の登記事項証明書 ☐ 役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し ☐ 直前3年の法人税の納税証明書	☐ 【省令様式第3】（参考様式） ☐ 取締役（会社の場合）又は理事（その他の法人の場合） ☐ 完納を確認できるもの
☐ 工事施行者の能力に関する申告書	—		☐ 【細則様式第4】
		以下の書類を添付 ☐ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り）） ☐ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	
☐ 申請地及びその周辺の写真	—	☐ 申請地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況を明らかにするもの ☐ 撮影箇所及び方向がわかる図面（地形図との兼用可）を添付	☐ 土地の全景（複数枚に分けて撮影したもの可。） ☐ 土地の利用状況（空地、住宅地、原野等の用途がわかるもの） ☐ 土地の高低差（接する道路又は隣地等との高低差を含む。）及び既存の擁壁等の構造物の状況（種類、形状及び高さ等がわかるもの）

書類の名称	縮尺	内容等	備考
□同意を得たことを証する書類	—	権利の種類 □所有権、□地上権、□質権、□賃借権 □使用貸借権、□使用収益権	□【細則様式第2】
□住民への周知措置を講じたことを証する書類	—	□周知内容がわかるもの（手引2.1.2.項参照）	（参考様式）
		説明会開催の場合、以下の書類を添付 □開催の周知範囲が分かる位置図等 □開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）	
		書面配布の場合、以下の書類を添付 □配布した書面 □配布範囲が分かる位置図等	
		掲示及びインターネットによる場合、以下の書類を添付 □掲示状況の写真 □閲覧ページの写し（URL含む）	
□大臣認定擁壁認定書	—	□認定書 □計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	※大臣認定擁壁を使用する場合
□構造計算書（擁壁）	—	□擁壁の概要 □構造計画 □応力算定及び断面算定	※鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 ※設計指針で標準図の示されている擁壁を使用する場合は添付不要
□構造計算書（崖面崩壊防止施設）	—	□崖面崩壊防止施設の概要 □構造計画 □応力算定及び断面算定 □「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水の侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類（手引2.1.2.項参照）	※崖面崩壊防止施設を設置する場合
□安定計算書（地盤）	—	□土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算書	※以下のいずれかに該当する場合 ①災害の生じるおそれが特に大きい土地において高さ15mを超える盛土をする場合 ②崖面を擁壁で覆わない場合
□土地の求積図（実測図）	指定なし	□申請に係る土地の求積に必要な寸法及び算式 □盛土又は切土をする土地の部分の求積に必要な寸法及び算式	
□土量計算書	—	□盛土又は切土の土量の計算書	
□位置図	□1/10,000以上	□方位、□申請地の位置（赤枠）、□主要道路 □排水先の河川への経路 □学校、その他目標となる地物	
□地形図（現況図）	□1/2,500以上	□方位、□地形（等高線） □申請区域の境界（赤枠）	□等高線は2mの標高差を示すもの

書類の名称	縮尺	内容等	備考
□土地の平面図	□1/2,500 以上	☐ 方位、□土地の境界線（赤枠） ☐ 盛土（緑色）又は切土（茶色）をする土地の部分の色別 ☐ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置 ☐ 道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号 ☐ 縦横断線の位置と記号 ☐ エ区界、□地形（等高線） ☐ 申請地の地盤高及び面積	☐ 現況地形線は細く、計画線は太く表示 ☐ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付す。 ☐ 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付す。 ☐ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付す。
□土地の断面図	□1/2,500 以上	☐ 盛土（緑色）又は切土（茶色）をする前後の地盤面 ☐ 擁壁、崖面崩壊防止施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留、崖の位置	☐ 高低差の著しい箇所について作成する。
□排水施設平面図	□1/500 以上	☐ 排水区域の区域界（赤枠） ☐ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向 ☐ 吐口の位置、□放流先の名称 ☐ 排水施設の記号、□集水系統ブロック別の記号	☐ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える場合は、流量計算書を添付する。
□排水施設縦断図	□1/500 以上	☐ マンホール記号、マンホールの種類、位置及び深さ、マンホール間距離 ☐ 排水管勾配（流速）、□管径 ☐ 土被り、□計画地盤高、□管底高	
□排水施設構造図	□1/50 以上	☐ 構造詳細図（開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樹、吐口工）	
□崖の断面図	□1/50 以上	☐ 崖の高さ、□勾配 ☐ 土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ☐ 盛土又は切土をする前の地盤面 ☐ 崖面の保護の方法	☐ ※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 ☐ ※崖面を擁壁で覆わない場合は安定計算書を添付する。
□擁壁の断面図	□1/50 以上	☐ 擁壁の寸法及び勾配 ☐ 擁壁の材料の種類及び寸法 ☐ 裏込めコンクリートの寸法 ☐ 透水層の位置及び寸法 ☐ 擁壁を設置する前後の地盤面 ☐ 基礎地盤の土質 ☐ 水抜穴の寸法とその間隔 ☐ 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	☐ ※構造計算書を添付する（政令第10条に定める練積造の場合及び設計指針で標準図の示されている擁壁を使用する場合を除く）。
□擁壁の背面図（擁壁の展開図）	□1/50 以上	☐ 擁壁の高さ、□水抜穴の位置、材料及び内径 ☐ 透水層の位置及び寸法 ☐ 前面及び背面の地盤線 ☐ 根入れ深さ	☐ ※練積造擁壁の場合は擁壁の展開図とする。
□崖面崩壊防止施設の断面図	□1/50 以上	☐ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ☐ 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ☐ 裏込めコンクリートの寸法 ☐ 透水層の位置及び寸法 ☐ 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ☐ 基礎地盤の土質 ☐ 水抜穴の寸法とその間隔 ☐ 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	

書類の名称	縮尺	内容等	備考
□崖面崩壊防止施設の背面図	□1/50 以上	□崖面崩壊防止施設の高さ □前面及び背面の地盤線、□根入れ深さ	以下について、必要に応じて記載。 □水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法
□防災工事計画平面図	□1/1,000 以上	□方位、□等高線、□計画道路線、□段切位置 □ヘドロ除去位置、□除去深さ □防災施設の位置、形状、寸法、名称 □流土計画、□工事中の雨水排水経路 □防災措置時期及び期間	※盛土又は切土をする土地の面積が1ha超の造成の場合 ※許可申請書様式2の「リ 工事中の危害防止のための措置」を示す図面を添付する。
□防災施設構造図	□1/100 以上	□洪水調整池、沈砂池、その他防災施設	※盛土又は切土をする土地の面積が1ha超の造成の場合 ※許可申請書様式2の「リ 工事中の危害防止のための措置」を示す図面を添付する。

【許可申請書】添付書類一覧表（チェックリスト）（土石の堆積）

書類の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
☐ 本チェックリスト	—	☐ 該当する全ての ☐ にチェックをして提出	
☐ 許可申請書	—		☐ 【省令様式第4】
☐ 委任状	—	☐ 代理者氏名、住所及び電話番号、委任する内容、委任者の氏名、住所及び電話番号	(参考様式) ※代理人が申請手続を行う場合
☐ 土地の公図の写し	—	☐ 方位、 ☐ 縮尺、 ☐ 施行区域の境界（赤枠）	
☐ 土地の登記事項証明書	—		☐ 申請日から3か月以内のもの
☐ 工事主の資力・信用に関する申告書	—		☐ 【細則様式第3】
		個人の場合、以下の書類を添付 ☐ 資金計画書 ☐ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書 ☐ 住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り） ☐ 直前3年の所得税の納税証明書	☐ 【省令様式第5】 (参考様式) ☐ 完納を確認できるもの
		法人の場合、以下の書類を添付 ☐ 資金計画書 ☐ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書 ☐ 法人の登記事項証明書 ☐ 役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り） ☐ 直前3年の法人税の納税証明書	☐ 【省令様式第5】 (参考様式) ☐ 取締役（会社の場合）又は理事（その他の法人の場合） ☐ 完納を確認できるもの
☐ 工事施行者の能力に関する申告書	—		☐ 【細則様式第4】
		以下の書類を添付 ☐ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り）） ☐ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	
☐ 申請地及びその周辺の写真	—	☐ 申請地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況を明らかにするもの ☐ 撮影箇所及び方向がわかる図面（地形図との兼用可）を添付	☐ 土地の全景（複数枚に分けて撮影したもの可。） ☐ 土地の利用状況（空地、住宅地、原野等の用途がわかるもの） ☐ 土地の高低差（接する道路又は隣地等との高低差を含む。）及び既存の擁壁等の構造物の状況（種類、形状及び高さ等がわかるもの）
☐ 同意を得たことを証する書類	—	権利の種類 ☐ 所有権、 ☐ 地上権、 ☐ 質権、 ☐ 賃借権 ☐ 使用賃借権、 ☐ 使用収益権	☐ 【細則様式第2】

書類の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
□住民への周知措置を講じたことを証する書類	—	□周知内容がわかるもの（手引2.1.2.項参照）	（参考様式）
		説明会開催の場合、以下の書類を添付 □開催の周知範囲が分かる位置図等 □開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）	
		書面配布の場合、以下の書類を添付 □配布した書面 □配布範囲が分かる位置図等	
		掲示及びインターネットによる場合、以下の書類を添付 □掲示状況の写真 □閲覧ページの写し（URL含む）	
□構造計算書	—	□措置の概要 □構造計画 □応力算定及び断面算定	※以下のいずれかに該当する場合 ①土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する場合 ②堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合
□安定計算書（地盤）	—	□土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算書	※堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合
□土地の求積図（実測図）	指定なし	□申請に係る土地の求積に必要な寸法及び算式 □土石の堆積をする土地の部分の求積に必要な寸法及び算式	
□土量計算書	—	□土石の堆積の最大堆積土量の計算書	
□位置図	□1/10,000以上	□方位、□申請地の位置（赤枠）、□主要道路 □排水先の河川への経路 □学校、その他目標となる地物	
□地形図（現況図）	□1/2,500以上	□方位、□地形（等高線） □申請区域の境界（赤枠）	□等高線は2mの標高差を示すもの
□土地の平面図	□1/2,500以上	□方位、□土地の境界線（赤枠） □勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 □空地の位置 □柵その他これに類するものを設置する位置 □雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 □堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	□現況地形線は細く、計画線は太く表示 □断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付す。 □空地については、申請書と照合できるように番号を付す。
□土地の断面図	□1/2,500以上	□土石の堆積を行う土地の地盤面	□高低差の著しい箇所について作成する。
□擁壁の断面図	□1/50以上	□擁壁の寸法及び勾配 □擁壁の材料の種類及び寸法 □裏込めコンクリートの寸法 □透水層の位置及び寸法 □擁壁を設置する前後の地盤面 □基礎地盤の土質 □水抜穴の寸法とその間隔 □基礎ぐいの位置、材料及び寸法	※堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合

【届出書】添付書類一覧表（チェックリスト）（宅地造成又は特定盛土等）

書類の名称	縮尺	内容等	備考
☐ 本チェックリスト	—	☐ 該当する全ての ☐ にチェックをして提出	
☐ 届出書	—		☐ 【省令様式第19】
☐ 委任状	—	☐ 代理者氏名、住所及び電話番号、委任する内容、委任者の氏名、住所及び電話番号	(参考様式) ※代理人が届出手続を行う場合
☐ 土地の公図の写し	—	☐ 方位、 ☐ 縮尺、 ☐ 施行区域の境界（赤枠）	
☐ 工事主に関する書類	—	個人の場合、以下の書類を添付 ☐ 住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り）	
		法人の場合、以下の書類を添付 ☐ 法人の登記事項証明書 ☐ 役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り）	☐ 取締役（会社の場合）又は理事（その他の法人の場合）
☐ 届出に係る土地及びその周辺の写真	—	☐ 届出に係る土地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況を明らかにするもの ☐ 撮影箇所及び方向がわかる図面（地形図との兼用可）を添付 ☐ 他法令の許可等に基づく工事の場合、その許可等の内容が記載されている看板の写真	☐ 土地の全景（複数枚に分けて撮影したもの可。） ☐ 土地の利用状況（空地、住宅地、原野等の用途がわかるもの） ☐ 土地の高低差（接する道路又は隣地等との高低差を含む。）及び既存の擁壁等の構造物の状況（種類、形状及び高さ等がわかるもの）
☐ 土地の求積図（実測図）	指定なし	☐ 届出に係る土地の求積に必要な寸法及び算式 ☐ 盛土又は切土をする土地の部分の求積に必要な寸法及び算式	
☐ 土量計算書	—	☐ 盛土又は切土の土量の計算書	
☐ 位置図	☐ 1/10,000以上	☐ 方位、 ☐ 届出に係る土地の位置（赤枠） ☐ 主要道路 ☐ 排水先の河川への経路 ☐ 学校、その他目標となる地物	
☐ 地形図（現況図）	☐ 1/2,500以上	☐ 方位、 ☐ 地形（等高線） ☐ 届出に係る土地の境界（赤枠）	☐ 等高線は2mの標高差を示すもの
☐ 土地の平面図	☐ 1/2,500以上	☐ 方位、 ☐ 土地の境界線（赤枠） ☐ 盛土（緑色）又は切土（茶色）をする土地の部分の色別 ☐ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置 ☐ 道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号 ☐ 縦横断線の位置と記号 ☐ エ区界、 ☐ 地形（等高線） ☐ 土地の地盤高及び面積	☐ 現況地形線は細く、計画線は太く表示 ☐ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付す。 ☐ のり面緑化工等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付す。 ☐ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付す。
☐ 土地の断面図	☐ 1/2,500以上	☐ 盛土（緑色）又は切土（茶色）をする前後の地盤面 ☐ 擁壁、崖面崩壊防止施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留、崖の位置	☐ 高低差の著しい箇所について作成する。

書類の名称	縮尺	内容等	備考
□排水施設平面図	□1/500 以上	□排水区域の区域界(赤枠) □排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向 □吐口の位置、□放流先の名称 □排水施設の記号、□集水系統ブロック別の記号	
□崖の断面図	□1/50 以上	□崖の高さ、□勾配、 □土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） □盛土又は切土をする前の地盤面 □崖面の保護の方法	※擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
□擁壁の断面図	□1/50 以上	□擁壁の寸法及び勾配 □擁壁の材料の種類及び寸法 □裏込めコンクリートの寸法 □透水層の位置及び寸法 □擁壁を設置する前後の地盤面 □基礎地盤の土質 □水抜穴の寸法とその間隔 □基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
□擁壁の背面図（擁壁の展開図）	□1/50 以上	□擁壁の高さ、□水抜穴の位置、材料及び内径、 □透水層の位置及び寸法 □前面及び背面の地盤線 □根入れ深さ	※練積造擁壁の場合は擁壁の展開図とする。
□崖面崩壊防止施設の断面図	□1/50 以上	□崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 □崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 □裏込めコンクリートの寸法 □透水層の位置及び寸法、 □崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 □基礎地盤の土質 □水抜穴の寸法とその間隔 □基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
□崖面崩壊防止施設の背面図	□1/50 以上	□崖面崩壊防止施設の高さ □前面及び背面の地盤線、□根入れ深さ	以下について、必要に応じて記載。 □水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法

【届出書】添付書類一覧表（チェックリスト）（土石の堆積）

書類の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
☐ 本チェックリスト	—	☐ 該当する全ての ☐ にチェックをして提出	
☐ 届出書	—		☐ 【省令様式第20】
☐ 委任状	—	☐ 代理者氏名、住所及び電話番号、委任する内容、委任者の氏名、住所及び電話番号	(参考様式) ※代理人が届出手続を行う場合
☐ 土地の公図の写し	—	☐ 方位、 ☐ 縮尺、 ☐ 施行区域の境界（赤枠）	
☐ 工事主に関する書類	—	個人の場合、以下の書類を添付 ☐ 住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り）	
		法人の場合、以下の書類を添付 ☐ 法人の登記事項証明書 ☐ 役員の住民票の写し又は個人番号カードの写し（表面のみ、個人番号を黒塗り）	☐ 取締役（会社の場合）又は理事（その他の法人の場合）
☐ 届出に係る土地及びその周辺の写真	—	☐ 届出に係る土地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況を明らかにするもの ☐ 撮影箇所及び方向がわかる図面（地形図との兼用可）を添付 ☐ 他法令の許可等に基づく工事の場合、その許可等の内容が記載されている看板の写真	☐ 土地の全景（複数枚に分けて撮影したもの可。） ☐ 土地の利用状況（空地、住宅地、原野等の用途がわかるもの） ☐ 土地の高低差（接する道路又は隣地等との高低差を含む。）及び既存の擁壁等の構造物の状況（種類、形状及び高さ等がわかるもの）
☐ 土地の求積図（実測図）	指定なし	☐ 届出に係る土地の求積に必要な寸法及び算式 ☐ 土石の堆積をする土地の部分の求積に必要な寸法及び算式	
☐ 土量計算書	—	☐ 土石の堆積の最大堆積土量の計算書	
☐ 位置図	☐ 1/10,000以上	☐ 方位、 ☐ 届出に係る土地の位置（赤枠） ☐ 主要道路 ☐ 排水先の河川への経路 ☐ 学校、その他目標となる地物	
☐ 地形図（現況図）	☐ 1/2,500以上	☐ 方位、 ☐ 地形（等高線） ☐ 届出に係る土地の境界（赤枠）	☐ 等高線は2mの標高差を示すもの
☐ 土地の平面図	☐ 1/2,500以上	☐ 方位、 ☐ 土地の境界線（赤枠） ☐ 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ☐ 空地の位置 ☐ 柵その他これに類するものを設置する位置 ☐ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ☐ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	☐ 現況地形線は細く、計画線は太く表示 ☐ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付す。 ☐ 空地については、申請書と照合できるように番号を付す。
☐ 土地の断面図	☐ 1/2,500以上	☐ 土石の堆積を行う土地の地盤面	☐ 高低差の著しい箇所について作成する。
☐ 擁壁の断面図	☐ 1/50以上	☐ 擁壁の寸法及び勾配 ☐ 擁壁の材料の種類及び寸法 ☐ 裏込めコンクリートの寸法 ☐ 透水層の位置及び寸法 ☐ 擁壁を設置する前後の地盤面 ☐ 基礎地盤の土質 ☐ 水抜穴の寸法とその間隔 ☐ 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	※堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合

2.10.3. 申請様式一覧

【国様式】

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、許可を申請します。 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 申請者 氏名					※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()			
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積		平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
			切 土	立方メートル		
	ニ	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
ホ	崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖 面 の 保 護 の 方 法				
	チ 崖 面 以 外 の 地 表 面 の 保 護 の 方 法				
	リ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日				
ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要					
11 そ の 他 必 要 な 事 項					
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たつて付した条件		※許可番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度
支出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事費				
	事務費				
	借入金利息				
	〇〇〇				
	借入償還金				
〇〇〇					
計					
収入	自己資金				
	借入金				
	〇〇〇				
	処分収入				
	〇〇〇				
	補助負担金				
	〇〇〇				
〇〇〇					
計					
借入金の借入先					

[illegible]

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、許可を申請します。 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()	
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5 土地の面積		平方メートル	
6 工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
チ 雨水その他の地表水を有 効に排除する措置			

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置						
	ヌ 工事中の危害防止のための措置						
	ル その他の措置						
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日			
	ワ 工事完了予定年月日	年	月	日			
	カ 工程の概要						
8	その他の必要な事項						
※受付欄		※決裁欄		※許可に当たって付した条件		※許可番号欄	
年 月 日						年 月 日	
第 号						第 号	
係員氏名						係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。							

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度
支出	事業費			
	用地費			
	工事費			
	附帯工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	〇〇〇			
	借入償還金			
〇〇〇				
計				
収入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
	補助負担金			
	〇〇〇			
	〇〇〇			
計				
借入金の借入先				

[illegible]

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第1項 第35条第1項 } の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 申請者 氏名					※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()			
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積		平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
			切 土	立方メートル		
	ニ	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ヘ	排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
					センチ メートル	メートル
ト	崖面の保護の方法					
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法					

	リ 工 事 中 の 危 害 防 止 の た め の 措 置			
	ヌ そ の 他 の 措 置			
	ル 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日
	ヲ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
	ワ 工 程 の 概 要			
11 そ の 他 必 要 な 事 項				
12 変 更 の 理 由				
13 許 可 番 号		第 号		
※受 付 欄		※決 裁 欄		※許可に当たって付した条件
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第1項 第35条第1項} の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()	
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5 土地の面積		平方メートル	
6 工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地に おける地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有 効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置		
ル そ の 他 の 措 置			

	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	第 号		
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第九

※	受	付	欄
	年	月	日
	第		号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第17条第1項
第36条第1項 } の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※	受	付	欄
	年	月	日
	第		号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

愛知県知事殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第17条第4項
第36条第4項 } の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十三

※ 受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

愛知県知事殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第18条第1項
第37条第1項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事を行っている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項
第40条第1項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名		
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
	切 土	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項
第40条第1項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第3項
第40条第3項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第4項
第40条第4項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転 用 し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
2 転 用 し た 土 地 の 面 積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

愛知県知事殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法				
	リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要					
11 そ の 他 必 要 な 事 項					
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

愛知県知事殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅 メートル

	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他の必要な事項	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

愛知県知事殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
				センチ メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法					
	チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法					
	リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置					
	ヌ そ の 他 の 措 置					
ル 工事着手予定年月日	年 月 日					
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日					
ワ 工 程 の 概 要						
11	そ の 他 必 要 な 事 項					
12	変 更 の 理 由					

注意 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。

3 3 欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。

4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

6 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。

7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

愛知県知事殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地に おける地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル

	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他の必要な事項	
9	変更の理由	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90センチメートル以上 →						
70センチメートル以上 ↑	{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済 標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }					
	1	工 事 主 の 住 所 氏 名			見 取 図	
	2	許 可 番 号		第 号		
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日		年 月 日		
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名				
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名				
	6	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ		メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル		
	8	盛 土 又 は 切 土 の 土 量		盛土		立方メートル
				切土		立方メートル
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日		
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先					
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先					
↑ 50センチメートル以上 ↓						

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
70センチメートル以上	土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			見 取 図
	1	工 事 主 の 住 所 氏 名		
	2	許 可 番 号	第 号	
	3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日	
	4	工 事 施 行 者 の 氏 名		
	5	現 場 管 理 者 の 氏 名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

【県様式】

様式第1 (第4条、第13条関係)

設計者の資格に関する申告書									
愛知県知事 殿					年 月 日				
住所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)									
次のとおり、申告します。									
設計者の氏名			生年月日		年 月 日				
住 所									
勤務先の名称 及び所在地			(電話)						
最 終 学 歴			学校名 修学年数		学科 卒業年月		年 月		
該当する 資 格	宅地造成及び特定盛土等規制法 施行令第 22 条		(第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号)		卒業証明書				
	宅地造成及び特定盛土等規制法 施行規則第 35 条		(第 1 号)		講習修了証明書				
	昭和 37 年建設省告示第 1005 号		(第 1 号)		大学院等に 1 年以上在学 したことの証明書				
			(第 2 号)		技術士の資格証明書				
			(第 3 号)		一級建築士の資格証明書				
			(第 4 号)						
資格 免許等	名 称	技術士（建設部門）		一級建築士		その他 ()			
	登録番号等								
	取得年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日			
実 務 経 歴	勤務先の名称		工事名及び 実務の内容		期 間			期間の合計	
					年 月から 年 月まで (年 月)			年 月	
					年 月から 年 月まで (年 月)				
					年 月から 年 月まで (年 月)				
					年 月から 年 月まで (年 月)				
注意 「該当する資格」欄は、該当する号を○印で囲んでください。									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第4条、第13条関係）

同意を得たことを証する書類						
愛知県知事 殿				年 月 日		
住所 氏名 〔名称及び 代表者氏名〕						
宅地造成等に関する工事の区域内の土地について権利を有する次の者の同意を得ていることを証します。						
土地の所在地 及び地番	地目	地積 (平方メートル)	権利の種類	同意年月日	権利者の住所	権利者の氏名
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
摘 要						
注意 1 「権利の種類」欄は、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権、使用収益権等を記入してください。 2 共有の場合は、「摘要」欄に、土地の所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名並びに各権利者の持分を記入してください。						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[illegible]

工事施行者の能力に関する申告書

年　月　日

愛知県知事　殿

住　　　所
氏　　　名

〔 名 称 及 び 〕

代表者氏名

次のとおり、申告します。

工事施行者の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)				
設　立　及　び　沿　革	設立	年	月	日
業　務　の　内　容 (法令による登録等)	()			
資　産　の　状　況 (資本金)	(千円)			
従　業　員　数	事務職	人	技術職	人 計 人

宅 地 造 成 等 の 経 歴

工事の名称	工 事 主	工 事 施 行 場 所	面 積	工事期間
			平方メートル	年 月着工 年 月竣工
			平方メートル	年 月着工 年 月竣工
			平方メートル	年 月着工 年 月竣工
			平方メートル	年 月着工 年 月竣工
			平方メートル	年 月着工 年 月竣工

注意

1 「業務の内容」欄のうち「法令による登録等」欄には、建設業法による建設業者登録等について記入してください。

2 「資産の状況」欄のうち、資本金欄は、個人の場合には記入不要です。

様式第5（第5条、第14条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書						
年 月 日						
愛知県知事 殿						
職氏名						
宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項 第34条第1項 の規定により、協議を申し出ます。						
1	工 事 主 住 所 氏 名					
2	設 計 者 住 所 氏 名					
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名					
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）		（緯度： 度 分 秒 、 経度： 度 分 秒）			
5	土 地 の 面 積		平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛 土 の タ イ プ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形		溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ	盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	平方メートル			
	ハ	盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
			切 土	立方メートル		
	ニ	擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ホ	崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ヘ	排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法 ^{のり}	延 長
					センチ メートル	メートル
	ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法					
リ	工事中の危害防止 の た め の 措 置					
ヌ	そ の 他 の 措 置					
ル	工事着手予定年月日	年 月 日				
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ	工 程 の 概 要					

11	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7 条第2 項第2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第6（第5条、第14条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書			
		年 月 日	
愛知県知事 殿		職氏名	
宅地造成及び特定盛土等規制法		第15条第1項 第34条第1項 の規定により、協議を申し出ます。	
1	工 事 主 住 所 氏 名		
2	設 計 者 住 所 氏 名		
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5	土 地 の 面 積	平方メートル	
6	工 事 の 目 的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置		
	ヌ 工事中の危害防止 の た め の 措 置		
	ル そ の 他 の 措 置		
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
カ 工 程 の 概 要			

8	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

様式第7（第6条、第15条関係）

軽 微 な 変 更 届 出 書		
愛知県知事 殿		年 月 日
住 所 氏 名 〔 名 称 及 び 代表者氏名 〕		
第16条第2項 宅地造成及び特定盛土等規制法 第35条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
土地の所在地及び地番		
変 更 の 内 容	変更に係る事項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号	係員氏名
注意 ※印のある欄は、記入しないでください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 8（第 7 条、第16条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書					
宅地造成及び特定盛土等規制法		第16条第 3 項において準用する同法第15条第 1 項		の規定	
により、変更の協議を申し出ます。		第35条第 3 項において準用する同法第34条第 1 項			
年 月 日					
愛知県知事 殿					
職氏名					
1	工 事 主 住 所 氏 名				
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		
5	土 地 の 面 積		平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土 地 の 地 形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ	盛土又は切土の高さ		メートル	
	ロ	盛土又は切土をする 土 地 の 面 積		平方メートル	
	ハ	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内 ^{のり} 法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法				
リ	工事中の危害防止 の た め の 措 置				
ヌ	そ の 他 の 措 置				
ル	工事着手予定年月日 年 月 日				

	フ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	ワ 工 程 の 概 要		
11	そ の 他 必 要 な 事 項		
12	変 更 の 理 由		
13	協 議 成 立 番 号	第 号	
※受 付 欄		※決 裁 欄	※協議成立に当たって付した条件
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

様式第9（第7条、第16条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書			
宅地造成及び特定盛土等規制法		第16条第3項において準用する同法第15条第1項 第35条第3項において準用する同法第34条第1項の規定に	
より、変更の協議を申し出ます。			
		年 月 日	
愛知県知事 殿		職氏名	
1	工 事 主 住 所 氏 名		
2	設 計 者 住 所 氏 名		
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土 地 の 面 積	平方メートル	
6	工 事 の 目 的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置		
	ヌ 工事中の危害防止 の た め の 措 置		
	ル そ の 他 の 措 置		
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
ヾ 工事完了予定年月日	年	月	日
カ 工 程 の 概 要			

8	そ の 他 必 要 な 事 項		
9	変 更 の 理 由		
10	協 議 成 立 番 号	第 号	
※受 付 欄	※決 裁 欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第10（第8条、第17条関係）

宅地造成等に関する工事の定期報告書		
愛知県知事 殿		年 月 日
住 所 氏 名 （ 名 称 及 び 代表者氏名 ）		
宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第1項 第38条第1項 の規定により、工事の実施状況等について次のとおり報告します。		
共 通	1 工事が施行される土地の所在地	
	2 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
	3 前回の報告年月日 （2回目以降のみ記入）	
盛 宅 土 地 等 造 に 成 関 又 す 是 工 特 事 定	4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	5 報告の時点における盛土又は切土の面積	
	6 報告の時点における盛土又は切土の土量	
	7 報告の時点における擁壁等に関する 工事の施行状況	
土 石 の 堆 積 に 関 す る 工 事	8 報告の時点における土石の堆積の高さ	
	9 報告の時点における土石の堆積の面積	
	10 報告の時点における堆積されている 土石の土量	
	11 前回の報告の時点から新たに堆積された 土石の土量及び除却された土石の土量	
注意 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までに、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は1欄から3欄まで及び8欄から11欄までに記入してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11（第9条、第18条関係）

宅地造成等に関する工事の計画変更届 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 〔 名 称 及 び 代表者氏名 〕 第21条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法第40条第1項の規定により届け出た宅地造成等に関する工事について、次のとおり変更したいので、届け出ます。		
最初に届け出た年月日	年 月 日	
工 事 を し て い る 土地の所在地及び地番		
変 更 に 係 る 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号	係員氏名
注意 ※印のある欄は、記入しないでください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

工 程 報 告 書		
愛知県知事 殿		年 月 日
		住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名)
宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 第10条 の規定により、次のとおり報告します。 第19条		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
土地の所在地及び地番		
報 告 に 係 る 工 程	☐ 練積み造の擁壁の基礎を完了するとき ☐ 鉄筋コンクリート造の擁壁の配筋を完了するとき ☐ 無筋コンクリート造の擁壁の型枠を完了するとき ☐ 暗渠 ^{きよ} を設置するとき ☐ 知事が指定する工程をするとき	
当 該 工 程 に 達 す る 日	年 月 日	
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号	係員氏名
注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 報告に係る工程について、該当する□の中に△印を付してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13（第12条、第21条関係）

工 事 取 り や め 届

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
代表者氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 第12条 の規定により、次の工事を取りやめた
旨を届け出ます。 第21条

許 可 年 月 日 年 月 日

許 可 番 号 第 号

土地の所在地及び地番

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14（第22条関係）

愛知県知事 殿 適 合 証 明 書 の 交 付 申 請 書 年 月 日				
住 所 氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代表者氏名 〕 下記のものについて、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築の確認済証の交付又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けたいので、 第12条第1項 第16条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法 第30条第1項 第35条第1項 の規定に適合している旨の証明書を交付してください。				
記				
の 建 築 概 要	計画に係る土地の所在地及び地番			
	用 途	構 造		
	工 事 の 種 別	延 べ 面 積	平方メートル	
規 宅 制 地 法 造 の 成 許 及 可 び 等 特 の 定 概 盛 要 土 等	許 可 等 の 種 別	☐ 法第12条第1項の許可 ☐ 法第16条第1項の許可 ☐ 法第30条第1項の許可 ☐ 法第35条第1項の許可		
		許可等の年月日 及 び 番 号 年 月 日 第 号		
		☐ 法第12条第1項ただし書 ☐ 法第30条第1項ただし書		
	適合する条項号			
	土 地 の 面 積	平方メートル		
	盛土若しくは切土又は土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
備 考				
※ 決 裁 欄			※ 受 付 欄	
注意 1 ※印欄には、記入しないでください。 2 許可等の種別について、該当する□印の中に△印を付してください。 3 「宅地造成及び特定盛土等規制法の許可等の概要」欄の「許可等の種別」が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に該当する場合にあつては、同欄の「適合する条項号」欄に、適合の根拠となる宅地造成及び特定盛土等規制法施行令又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の規定を記入してください。 4 「備考」欄には、その他必要な事項を記入してください。				



適合証明書の交付申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名

〔 名 称 及 び
代表者氏名 〕

下記のものについて、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項（これらの規定を同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築の確認済証の交付又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けたいので、

第12条第1項
第16条第1項
宅地造成及び特定盛土等規制法 第30条第1項 の規定に適合している旨の証明書を交付してください。
第35条第1項

記

の 建 築 概 要 (建設)	計 画 に 係 る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番			
	用 途		構 造	
	工 事 の 種 別		延 べ 面 積	平方メートル
規 制 法 の 許 可 等 の 概 要 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等	許 可 等 の 種 別	☐ 法第12条第1項の許可 ☐ 法第16条第1項の許可 ☐ 法第30条第1項の許可 ☐ 法第35条第1項の許可		
		許可等の年月日 年 月 日 及 び 番 号 第 号		
		☐ 法第12条第1項ただし書 ☐ 法第30条第1項ただし書		
		適 合 す る 条 項 号		
	土 地 の 面 積	平方メートル		
盛土若しくは切土又は土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル			
備 考				

※証明欄	第 号 年 月 日
	上記の内容については、宅地造成及び特定盛土等規制法第 条第 項の規定に適合していることを証明します。
	愛知県知事

- 注意
- ※印欄には、記入しないでください。
 - 許可等の種別について、該当する□印の中に✓印を付してください。
 - 「宅地造成及び特定盛土等規制法の許可等の概要」欄の「許可等の種別」が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に該当する場合にあつては、同欄の「適合する条項号」欄に、適合の根拠となる宅地造成及び特定盛土等規制法施行令又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則の規定を記入してください。
 - 「備考」欄には、その他必要な事項を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【参考様式】

参考様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

委 任 状

【代理者】

【氏 名】

【資 格】行政書士登録第（ ）号

【事務所名】

【郵便番号】

【所 在 地】

【電話番号】

上記の者を代理人と定め、下記地名地番に関する宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（以下「盛土規制法」という。）の規定による手続き一切の権限を委任します。

【地名地番】

- 【委任事項】
- ☐ 盛土規制法第 12 条（第 30 条）による許可申請手続
 - ☐ 同上許可証受取
 - ☐ 盛土規制法第 17 条（第 36 条）による完了検査（確認）申請手続
 - ☐ 同上検査済証（確認済証）受取
 - ☐ 盛土規制法第 18 条（第 37 条）による中間検査申請手続
 - ☐ 同上中間検査合格証受取
 - ☐ 盛土規制法第 19 条（第 38 条）による定期の報告手続
 - ☐ 盛土規制法第 27 条による届出手続
 - ☐
 - ☐
 - ☐

年 月 日

【委任者】

【住 所】

【氏 名】

参考様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

住民への周知措置を講じたことを証する書類

住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
代表者氏名

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について次のとおり講じたことを証します。

共通事項	1 土地の所在地及び地番	
	2 周知の方法	☐ 説明会の開催 ☐ 書面の配布 ☐ 掲示及びインターネットを利用した周知
説明会の場合	3 周知の範囲	(別添 位置図のとおり)
	4 開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	5 開催場所	名 称 所在地
	6 説明会概要	(別添 開催案内及び説明会資料のとおり)
書面配布の場合	7 配布の範囲	(別添 位置図のとおり)
	8 配布の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	9 書面の内容	(別添 配布書面のとおり)
掲示の場合	10 掲示場所	(別添 位置図のとおり)
	11 掲示の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	12 掲示の内容	(別添 掲示状況の写真及びウェブページの写しのとおり)

※3～12については、「2 周知の方法」に応じて該当する箇所に入力し、該当のない箇所は斜線等により削除すること。

参考様式（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

愛知県知事 殿

私は、愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条第一号に規定する暴力団又は同条第二号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当しないことをここに誓約します。

この誓約に違反又は相違があり、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項又は第39条第1項の規定に基づく工事の許可の取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じます。

また、知事が必要と認めた場合には、暴力団等であるか否かの確認のため、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
〔 名 称 及 び 〕
代表者氏名

2. 1 0. 4. 許可要否の判定チェックシート

宅地造成等及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る許可要否の判定チェックシート
土地の形質の変更（盛土・切土）【愛知県】

事業者等の名称					
土地の所在地（地名・地番）					
1. 工事の内容	◆下記①～⑤のすべてについて、チェック欄のA列～C列のいずれかにチェック☑を入れてください。				
	*①～⑤について、裏面も参照のこと。				
	① 盛土により生ずる崖の高さ（最大値）	☐ 2 m超	☐ 1 m超 (2 m以下)	☐ C列	☐ 1 m以下
	② 切土により生ずる崖の高さ（最大値）	☐ 5 m超	☐ 2 m超 (5 m以下)	☐	☐ 2 m以下
	③ 盛土・切土を同時に行うことにより生じる崖の高さ（最大値）	☐ 5 m超	☐ 2 m超 (5 m以下)	☐	☐ 2 m以下
	④ 盛土（崖に該当しないもの）の高さ（最大値）	☐ 5 m超	☐ 2 m超 (5 m以下)	☐	☐ 2 m以下
	⑤ 盛土・切土を行う土地（計画高と現況高の差（厚さ）が30cmを超える部分に限る。）の面積	☐ 3,000㎡超	☐ 500㎡超 (3,000㎡以下)	☐	☐ 500㎡以下
2. 許可要否の判定	◆規制区域の種別に応じて、D列のいずれかにチェック☑を入れ、次に①～⑤の入力結果についてE列にチェック☑を入れてください。				
	D列 規制区域の種別	「1. 工事の内容」の入力結果			
	☐ 宅地造成工事規制区域 右記のうち該当するものにチェック	E列 ☐ A列に1つでもチェックがある ☐ B列に1つでもチェックがある ☐ すべてのチェックがC列にある			
	☐ 特定盛土等規制区域 右記のうち該当するものにチェック	E列 ☐ A列に1つでもチェックがある ☐ B列に1つでもチェックがある ☐ すべてのチェックがC列にある			
	※凡例 ○：許可必要 ×：許可不要（届出必要）				

上記1. 及び2. のチェック☑内容について、事業計画と相違ないことを申告します。

※本チェックシートを、各種法令に基づく許可等の手続における説明等に活用する場合に記入してください。

会社名		
氏名		
連絡先	電話番号	メールアドレス

(裏面)

※表面「1. 工事の内容」の①～⑤について、以下のイメージ図を参照の上、記入してください。

工事の内容のイメージ図	
表面「1. 工事の内容」の区分	①
	②
	④ (崖を生じないもの)
【備考】 * 崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの。（擁壁でおおわれている場合も含む。）	
⑤ (切土のみ又は盛土のみの場合も含む)	

※本県における盛土規制法に基づく規制区域の指定については、以下の本県都市計画課の盛土規制法に関するウェブページを参照してください。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/morido/morido/kiseikuiki.html>

※表面「2. 許可要否の判定」において許可必要となった場合であっても、政令及び省令により許可不要工事として規定されているものは、許可を要しません。詳細については、「盛土規制法に係る許可申請等の手引」1.4.3.項を参照してください。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/site/morido/morido-tetsuduki.html>

具体的な計画が、上記の許可不要工事に該当するかどうか判断に迷う場合は、本県都市計画課盛土対策室へご相談ください。